(一般会計分) 令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業 調査研究課題(一次公募)

细木 瓜龙	
調査研究課題番号	調査研究課題名
1	流産・死産等に係る医療機関等における支援のための調査研究
2	諸外国におけるこどもの死因究明制度等に関する調査研究
3	小規模の児童福祉施設における栄養管理・衛生管理の支援に関する実態
	調査研究
4	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査等の実施実態の把握に関する調査研究
5	出産・子育て応援交付金事業における伴走型相談支援のあり方に関する
	調査研究
6	災害時におけるこどもの居場所づくり調査研究
7	いわゆる「こどもホスピス」に関する調査研究(小児緩和ケアが必要な
	こどもの生活実態調査)
8	こどもの居場所づくりに関する評価及び検証についての調査研究
9	保育所等の入所にかかる利用調整に関する調査研究
1 0	インクルーシブ保育の在り方等に関する調査研究
1 1	病児保育の運営状況の把握に関する調査研究
1 2	保育所等における不適切な保育に関する調査研究
1 3	子ども・子育て支援の今後に関する先進的な取組事例の収集・検討に関
	する調査研究
1 4	保育人材確保にむけた効果的な取組手法等に関する調査研究
1 5	保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究
1 6	保育所や認定こども園等におけるこどもの意見の尊重等に関する調査研
	究
1 7	不登校のこどもを受け入れている民間施設等の利用実態等の把握に関す
1 8	る調査研究 一時保護の実態と在り方に関する調査研究
1 0	が予防ではカスで展りる関連明元
1 9	虐待を受けたこどものトラウマケアについての実態把握等に関する調査 研究

2 0	児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況等の実態把握のための調 査研究
2 1	こども・若者の居場所に係る好事例収集及び効果的な運用等の検討に関 する調査研究
2 2	こども家庭ソーシャルワーカーの研修の評価及び今後の在り方の検討に 関する調査研究
2 3	こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の 実態把握と効果的な運用について
2 4	一時保護施設の第三者評価に関する調査研究
2 5	社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の実態及び支援 方策に関する調査研究
2 6	ヤングケアラー支援ガイドライン(仮称)の策定に向けた調査研究
2 7	里親・ファミリーホーム・施設の支援のあり方に関する調査研究
2 8	ケアニーズの高いこどもを支援する施設のあり方に関する調査研究
2 9	社会的養護施設における人材確保と効果的な人材育成・定着に関する調 査研究
3 0	特別養子縁組制度推進のための効果的な支援方法等の検討に関する調査 研究
3 1	ひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する調査研究
3 2	ひとり親家庭支援における相談支援に必要な人材の在り方及び支援者の 人材養成について
3 3	高等職業訓練促進給付金等事業の効果的な活用の在り方に関する調査研 究
3 4	ひとり親家庭等のこどもへの学習支援の効果的な実施について
3 5	障害児支援における支援の質の向上に関する調査研究
3 6	医療的ケア児支援センターの機能強化等に関する調査研究
3 7	インクルージョン推進における地域の実態把握に関する調査研究
3 8	地域における母子保健・児童福祉・教育・医療等と障害児支援分野との 連携体制の実態把握に関する調査研究
3 9	ICT を活用した発達支援の実態把握に関する調査研究
4 0	障害児支援分野における人材確保に関する調査研究
4 1	多様なニーズに応じた家族支援の実態把握に関する調査研究
4 2	子育て支援に係る公的給付等の諸外国における実施状況に関する調査研 究

調査研究課題1

流産・死産等に係る医療機関等における支援のための調査研究

流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等については 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経 験した女性等への心理社会的支援等に関する調査研究」における、 当事者(流産・死産を過去5年以内に経験した女性)への調査にお いて、流産・死産の経験やつらさに関する各項目について、約3分 の1が話を聞いて欲しかったと回答しているものの、地域の専門相 談窓口等に相談した方は 5.2%となっており、支援を必要とする方 が適切な相談窓口につながっていないという課題が浮き彫りとな った。こうした背景を踏まえ、令和3年5月31日付け子母発0531 第3号母子保健課長通知において、母子保健法第6条第1項に規定 する「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいい、こ の「出産」には、流産及び死産の場合も含まれ、産婦健康診査事業 や産後事業の対象となることや、死産届に関する情報共有を図るこ と等を依頼しているところである。また、性と健康の相談センター 事業における不妊症・不育症等ネットワーク加算として、当事者団 体によるピアサポート活動等への支援を実施しており、流産や死産 を経験した方への心理社会的支援やピアサポート活動等への支援 も含まれる旨を事務連絡にて、自治体に周知し支援を依頼している ところ。

調査研究課題を設定する背景・目的

また、人工妊娠中絶においては、これまで国内において、妊娠初期の人工妊娠中絶の方法として掻爬法や吸引法といった手術のみであったが、令和5年4月に経口妊娠中絶薬(ミフェプリストン/ミソプロストール)の製造販売の承認がなされた。令和3年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業において、流産や死産、人工妊娠中絶など、こどもを亡くした方への支援について調査を実施し、「支援の手引き」やこどもを亡くしたご家族に配布・提示する情報提供のためのリーフレットを作成したところであるが、当該調査研究における、中絶を経験した女性を対象にした調査では、相談ニーズがあり、自治体等による支援の受け皿もあるが、必要な支援が届いていない状況が明らかになっていることから、医療機関等においても人工妊娠中絶を検討されている方や受けられた方等が支援につながるような取組を推進する必要がある。

上記のような状況を踏まえ、①医療機関等における流産・死産及び人工妊娠中絶を経験された方への支援等についての実態調査(アンケート調査、ヒアリング調査)の実施、②ヒアリング結果を踏まえた事例のとりまとめ、③流産・死産等を経験した女性を対象とした実態調査(インターネット調査)、④人工妊娠中絶をされた方への

支援の資材(医療機関等で活用できるような、近年の動きも踏まえ、 心理面(不安等)の支援だけでなく身体的な症状、支援窓口の情報 等も記載したもの)を作成することを目的とする。

・令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を 経験した女性等への心理社会的支援等に関する調査研究」

https://cancerscan.jp/wpcontent/uploads/2021/06/85ae87fd9a5a3763047714a9e0b5008f.pdf

- ・令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもを亡く した家族へのグリーフケアに関する調査研究」 https://www.cancerscan.jp/news/1115/
- ・流産・死産等を経験された方のピア・サポート活動等への支援に ついて

(令和4年6月3日付け厚生労働省子ども家庭庁母子保健課事務 連絡)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff96e5f0-77b0-4176-

<u>a53196135152c239/6f447a0e/20230401_policies_boshihoken_tsuuchi2022_39.pdf</u>

- ・流産・死産等を経験された方へ (こども家庭庁 HP) https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/ryuuzan/
- 1. 有識者による検討会の設置・運営、会議資料、議事録作成等 関係団体及び自治体等の代表者(5~8名程度)から構成される検討会(3~4回程度)を設置し、以下について検討を行うこと。また、有識者の委嘱及び謝金手続き、会議の日程調整、開催案内、資料送付等の検討会に関する事務手続きを行うこと。検討会開催にあたり、有識者への事前打ち合わせが必要な場合は、調整を行うこと。なお、有識者の選定については母子保健課と相談の上、決定すること。

想定される事業の 手法・内容

【検討事項】

- ①2.に掲げる医療機関等への実態調査に関する調査設計、調査項目、ヒアリング対象(医療機関、医療機関と連携している自治体や NPO 等の支援団体等を想定)の選定等の検討。
- ②調査結果の分析、とりまとめの実施。
- ③流産・死産等を経験した女性等を対象とした実態調査 (インターネット調査) に関する調査設計、調査項目等の検討。
- ④医療機関等で使用可能な人工妊娠中絶をされた方への支援資 材を作成。
- ※ 検討会の開催方法は、様々な状況等を踏まえ、対面・オンライン・ハイブリッド開催を適切に選択すること。

- 2. 医療機関等への実態調査等(アンケート調査・ヒアリング調査)
 - (1) アンケート調査票の発出及び回収・集計

産婦人科の医療機関等を対象として、アンケート調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査対象の抽出にあたっては、地域や事業類型に偏りがないよう考慮すること。調査項目等については、調査研究実施者において素案を作成し、検討会における意見を踏まえ修正等を行うものとする。

(想定される主な調査項目)

- 基礎情報(所在地、施設の類型、病院の機能、病床数等)
- ・診療情報(流産・死産・人工妊娠中絶の対応件数、方法、 費用等)
- ・流産・死産および人工妊娠中絶等を経験された方に対応するスタッフの職種
- ・流産・死産及び人工妊娠中絶の方へのケアの内容
- ・研修やマニュアル等ケアの支援の質を担保する取組み
- ・自治体、医療機関との連携
- ・自治体の相談窓口(性と健康の相談センター)、NPO 等の団体との連携状況等
- (2) ヒアリング調査
 - (1)の調査結果を踏まえ、流産・死産および人工妊娠中絶をされた方への支援について、自治体や NPO 等の支援団体等と連携し取組を実施している医療機関や診療所、職員の研修等を行っている、医療機関と連携している自治体や NPO 等の支援団体等、他の医療機関及び自治体の参考となる取組を実施している事例があればヒアリング調査を実施すること。
- (3) 流産・死産等を経験した女性等を対象とした実態調査 (インターネット調査) サンプル数は 1000 程度

(想定される主な調査項目)

- ・流産死産・人工妊娠中絶の経験の有無、時期(妊娠週数)、手 法等
- ・相談の有無、相談した相手・機関、相談による気持ちの変化、日常生活への影響等
- ・助けになった支援、ピアサポートへの参加の有無、医療機関 や自治体の専門職による支援の必要性等
- ※調査項目の検討にあたっては、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等に関する調査研究」、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもを亡くした家族へのグリーフ

	ケアに関する調査研究」も参考にし、令和2年度、令和3年
	度の調査からの比較分析等ができるようにすること。
	(4)(1)~(3)の調査については、流産・死産および人工妊
	娠中絶をされた方への支援の体制整備の充実に向けた検討を
	行う際の基礎資料に資するよう、医療機関等における課題、
	必要な支援、流産・死産等を経験された方の支援のニーズ等
	について、自治体等の連携も踏まえた分析を行う。分析結果
	については、調査研究実施者において素案をとりまとめ、検
	討会における意見を踏まえ修正等を行うものとする。その上
	で、医療機関等で使用可能な人工妊娠中絶をされた方への支
	援資材を作成すること。支援資材については、医療機関等で
	配布することを想定し、A4 サイズ両面の電子媒体で作成する
	こと。その際、デザイン性や見やすさ等を考慮したものにす
	ること。また、外国版(英語、中国語、ベトナム語)も作成
	すること。
	なお、本調査研究を進めるにあたっては、令和4年度こども
	家庭行政推進調査事業費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤
	研究事業 「経口妊娠中絶薬導入後における人工妊娠中絶の実態
	調査及び適切な情報提供等に関する研究」の成果物を参照しつ
	つ、適宜、母子保健課と協議すること。
	また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予
	め母子保健課の承認を得ること。
	1. 上記2の調査による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子
	媒体及び紙媒体での報告書。また、上記2のアンケート調査の
	集計結果に係る電子データ(原則 Excel とする)一式。
求める成果物	2.上記2のヒアリング結果を踏まえ、他の医療機関等の参考とな
	る事例をまとめること。
	3. 本調査の分析を踏まえ、医療機関等で使用可能な人工妊娠中
	絶をされた方への支援資材(日本語及び外国語)を作成するこ
	と。また、電子データでも提出すること。
担当課室·担当者	成育局母子保健課 母子保健指導専門官 (内線 03-6862-0402)
·	77-13- 4-1- 4-11- (1-4)

調査研究課題 2	諸外国におけるこどもの死因究明制度等に関する調査研究
	予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review:以下「CDR」
	という) については、こどもの死についての検証を行い効果的な予
	防策を導き出すことで、予防可能なこどもの死亡を減らすことを
	目的としており、その体制整備の検討のために令和2年度より複
	数の自治体において体制整備モデル事業を実施している。
	CDR の検討については、「死因究明等推進基本法」附則第2条に
	おいて、「国は、(中略) 子どもが死亡した場合におけるその死亡の
	原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み(中略)について
	検討を加えるものとする。」と規定されている。また、「成育過程に
	ある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切
	れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(以下
	「成育基本法」という)」第十五条において「国及び地方公共団体
	は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に
	関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、
調査研究課題を設	データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」と
定する背景・目的	されており、CDRの体制整備の検討について、対応が求められてい
	る。
	CDR 導入国はアメリカ、イギリス等の英米法系が多く、ドイツや
	フランスなどのいわゆる大陸法系の国においては CDR 制度は導入
	されていないなど、CDR の導入はその国の法体系・社会制度に影響
	を受けている。日本における CDR の体制整備の検討に当たっては、
	CDR 導入国と非導入国における法体系や社会制度の正しい理解が
	必要である。また、日本においては既存のこどもの死亡に係る制度
	が複数存在するが、CDR 導入国と非導入国における、死因調査制度
	や死因の登録制度の存在や連携についても、調査と正しい理解が
	必要と考えられる。
	したがって、本調査においては、CDR 導入国・非導入国における
	法体系・社会制度・死因調査制度・登録制度等の日本との比較調査
	を実施し、日本における CDR の体制整備の検討に資する資料とす
	ることを目的とする。
	(1) CDR 導入国と非導入国における法体系・社会制度・死因
 想定される事業の	調査制度・登録制度等について、文献調査、インタビュー調査等
手法・内容	を用いて調査を実施する。
114 114	なお、調査の詳細な項目については母子保健課と協議の上、決定
	すること。
求める成果物	(1) の調査を取りまとめた報告書。
担当課室·担当者	成育局母子保健課 CDR 係(内線 03-6862-0506)

調査研究課題3

小規模の児童福祉施設における栄養管理・衛生管理の支援に関する実態調査研究

食事を通じた子どもの健やかな発育にあたっては、こどもの身体・栄養状態等を適切な評価し、評価を踏まえた栄養・食生活支援を行うことが重要である。こども家庭庁では、保育所を始めとする児童福祉施設において、乳幼児の発育の過程に応じた適切な栄養管理や食事の提供を行えるよう、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成22年厚生労働省)及び「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年厚生労働省)を統合し、食事のPDCAサイクルを活用した一人一人のこどもに応じた食事の提供や栄養管理の実践に当たっての考え方を、令和5年度中に示すこととしている。

全ての児童福祉施設の衛生管理については、食品衛生法に基づき、原則、HACCP に沿った衛生管理の実施が求められているが、HACCP の概念に基づき策定されている「大量調理施設衛生管理マニュアル」は、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する施設を対象としている。

調査研究課題を設定する背景・目的

一方で、保育所の定員については、平均 100 名程度で、60~90 人の施設が最も多い(約30%)。しかし、30人以下の施設や150人 以上の施設が存在し、施設の規模には幅がある。また、1 つの施設 を小規模の生活単位(ユニット)にして運営しているケースも見受 けられる。このような数名の小規模の施設であっても、こどもの発 育段階や摂食機能に応じた食事の計画や調理等を行い、食事の提 供を通じた栄養管理や衛生管理に取り組むことが求められる。こ のため、小規模の施設については、従来の「大量調理施設衛生管理 マニュアル」に従った衛生管理の実施以外にも、関係業界団体が作 成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を参考にして衛生管理 を実施することも可能とされており、当該手引書は、委託給食事業 者向けのものなど、施設の実態に応じた複数のパターンが提示さ れている。しかしながら、離乳食や摂食機能に応じた調理を行い、 複雑化したこどもへの栄養管理にも対応しつつ、こどもにとって 安全かつ適正な食事の提供のためには、既存の手引きだけでは施 設や利用者の特性に応じた留意事項への十分な対応が困難と考え られる。たとえば、先行研究において、小規模化し家庭的な環境で 食事を提供する施設については、従来の特定かつ多数の利用者を 対象とした施設における栄養管理や衛生管理の考え方が適合しな いことが指摘されている。

こうした点を踏まえ、小規模な児童福祉施設であっても、施設や

利用者の特性を踏まえ、施設における栄養管理の質の向上を図り、より適正な衛生管理が行えるようにするため、本事業では、小規模の児童福祉施設における栄養管理・衛生管理等に関する実態調査を実施する。本事業の結果は、小規模の児童福祉施設向けの食事の提供に関する手引きを作成する際に、基礎資料等として活用することを想定している。

○「中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について」(厚生労働省)

中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について (cao. go. jp)

○令和 3 (2021) 年度児童福祉施設における栄養管理のための研究 児童福祉施設における栄養管理のための研究 | 厚生労働科学研 究成果データベース (niph. go. jp)

1. 有識者による検討会の設置・運営、会議資料、議事録作成等 栄養学、食品衛生学、給食経営管理学等を専門とする有識者並 びに関係団体及び自治体等の代表者(5~7名程度)から構成さ れる検討会を設置し、以下について3回程度開催して検討する こと。また、有識者の委嘱及び謝金手続き、会議の日程調整、開 催案内、資料送付等の検討会に関する事務手続きを行うこと。検 討会開催にあたり、有識者への事前打ち合わせが必要な場合は、 調整を行うこと。なお、有識者の選定については母子保健課と協 議の上、決定すること。

【検討事項】

- ①小規模の施設に対する実態調査に関する調査手法、調査対象、 調査項目等の選定
- ②調査結果の分析、とりまとめ
- ③関係業界団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書 に関する衛生管理に関するポイントの整理
- ※ 検討会の開催方法は、様々な状況等を踏まえ、対面・オンライン・ハイブリッド開催を適切に選択すること。
- 2. 小規模の児童福祉施設の実態調査等(アンケート調査・ヒアリング調査)
- (1) アンケート調査票の配布及び回収・集計

児童福祉施設のうち施設定員が 100 人未満の施設を対象とし、アンケート調査票を配布し、回答の回収・集計を行う。調査対象の抽出にあたっては、各種児童福祉施設が含まれるよう考慮すること。なお、調査項目等については、調査研究実施者

想定される事業の 手法・内容

において素案を作成し、検討会における意見を踏まえ修正等を 行うものとする。

(想定される主な調査項目)

- ・基礎情報(所在地、施設の類型・大・中・小舎制・グループ ホームの別、定員、在籍者の数、調理業務の委託状況、管理栄養士・栄養士の配置の有無等)
- ・入所者の特性
- ・食事の提供数
- ・調理をする場所及び設備の状況
- ・食事の提供に関わる職種及びその人数
- ・栄養管理及び衛生管理を担う者に関する情報
- ・栄養管理の実施方法
 - ーアセスメント(身体状況、食事の摂取状況。嗜好等)
- -目標設定と食事計画(給与栄養目標量の設定、献立の栄養 価計算の実施等)
- 実施・推進/モニタリング(調理形態や提供量の調整等)
- -評価やアセスメント結果を踏まえた対応 (成長曲線を用いた栄養指導、給与栄養目標量の見直し等)
- -特別な配慮が必要な場合(発育不全、食物アレルギー、障害等)の対応
- ・衛生管理の実施方法
 - -参考としているマニュアル・手引き等
 - -衛生区分と調理工程
 - -衛生管理体制
 - -食中毒予防や二次汚染対策
- 多職種との連携状況
- ・自治体との連携(特に栄養管理・衛生管理に関する取組に関して)
- ・業務マニュアル等の作成状況
- ・日常の食事の提供において困っていること、難しいこと 等

(2) ヒアリング調査

(1)の調査結果を踏まえ、小規模の児童福祉施設において栄養管理又は衛生管理について、施設の小規模化に伴い管理栄養士や栄養士の業務や配置等を工夫して実施している、自治体や関連施設の支援を受けながら実施しているなど、他の施設及び自治体において参考になると考えられる取組事例(12~15 例程度)について、詳細を把握するためのヒアリング調査を実施する。

また、自治体による児童福祉施設における栄養管理及び衛生

	管理に関する支援の好事例があれば、適宜、自治体にヒアリン
	グ調査を実施する。
	$(3)(1) \sim (2)$ の調査については、小規模の施設向けの栄養
	管理、衛生管理に関する支援の充実に向けた検討・手引き作成
	を行う際の基礎資料となるよう、小規模の施設の類型ごとの
	現状と課題、施設で行われている対応・工夫、求められる支援
	等について、検討を行う。
	なお、本調査研究を進めるにあたっては、「児童福祉施設等に
	おける食事の提供ガイド」の改定の際に行われた研究調査の成
	果物を参照しつつ、適宜、母子保健課と協議すること。また、本
	調査研究に関する内容について公表する場合は、予め母子保健
	課の承認を得ること。
	○厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
	「児童福祉施設等における 栄養管理や食事の提供の支援に関
	する調査研究」報告書(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会
	社)
	r04kosodate2022_05.pdf (mizuho-rt.co.jp)
求める成果物	○ 調査結果等をまとめた報告書
	報告書の提出にあたっては、統計解析等に用いたデータセット
	、調査結果集計表の電子媒体(編集・加工が可能な媒体を含む
)も提出すること。
担当課室・担当者	成育局母子保健課 栄養専門官 (内線 03-6862-0463)
	•

•	調査研究課題個票(一次公募)	
	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査等の実施実態の把	
調査研究課題 4	握に関する調査研究	
調査研究課題を設定する背景・目的	理に関する調査研究 乳幼児健康診査(以下、乳幼児健診)については、母子保健法において、市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があり、また、その他の時期の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならないこととされている。市町村における乳幼児健診の実施状況としては、1歳6か月児健診及び3歳児健診については全市町村で実施されるとともに、3~5か月児健診については99.1%、9~11か月児健診については77.8%の市町村で実施されるなど、高い実施率となっている。また、そのうち保健センターなどで行う集団健診により実施している市町村は、1歳6か月児健診94.1%、3歳児健診は96.4%、3~5か月児健診は74.3%、9~11か月児健診は47.3%、などとなっている。(令和4年度母子保健事業の実施状況(母子保健課調べ))また、乳幼児の受診者数ベースでは、3~5か月児健診については807,451人(受診率95.4%)、9~12か月児健診については595,199人、(受診率85.0%)、1歳6か月健診については595,199人、(受診率85.0%)、1歳6か月健診については595,199人、(受診率85.0%)、1歳6か月健診については595,199人、(受診率65.2%)、3歳児健診については899,006人(受診率94.6%)、などとなっている。(令和3年度地域保健・健康増進事業報告)乳幼児健診をはじめとした母子保健施策については、受診率等の向上に向けて周知広報を行うなど、市町村においてさまざまな取組が行われている一方で、乳幼児健診等の母子保健サービスの享受が難しい児がいることが課題として指摘されている。たとえば、発達障害のため集団健診(歯科健診を含む。)の受診が難しく、特別な配慮が必要な場に関して、市町村が行っている。本調査研究においては、乳幼児健診等の母子保健施策の実施に当たり特別な配慮が必要な児に関して、市町村が行っている配慮や工夫等についての調査、及び、当該児やその家族、保護者のニーズについて調査を行うことで、実態及び課題を把握し、当該児に対する乳幼児健診等の実施に当たっての支援策を検討する際の一助とすることを目的とする。	
想定される事業の	1. 有識者による検討会の設置・運営、会議資料、議事録作成等	
	当事者団体や医療関係者、自治体等の代表者(5~8名程	
手法・内容	度)から構成される検討会(3~4回程度)を設置し、以下に	

度)から構成される検討会(3~4回程度)を設置し、以下に

ついて検討を行うこと。また、有識者の委嘱及び謝金手続き、 会議の日程調整、開催案内、資料送付、議事録作成等の検討会 に関する事務手続きを行うこと。検討会開催にあたり、有識者 への事前打ち合わせが必要な場合は、調整を行うこと。なお、 有識者の選定等については、調査研究実施者において素案を作 成し、母子保健課における意見を踏まえ修正などを行うものと する。

【検討事項】

- ①2. に掲げる市町村への実態調査に関する調査設計、調査項目、ヒアリング対象の選定等の検討。
- ②3. に掲げる当事者団体等へのニーズ調査に関する調査設計、調査項目、ヒアリング対象の選定等の検討。
- ③調査結果の分析、とりまとめの実施。特に、特別な配慮が必要な児やその家族、保護者のニーズ及び対応策については、
 - 2. 及び3. の調査結果と検討会の有識者からの意見も踏まえ、多角的に検討すること。
- ④最終的な成果物全体の方向性や内容等に係る検討。
- ※ 検討会の開催方法は、様々な状況等を踏まえ、対面・オンライン・ハイブリッド開催を適切に選択すること。
- ※ 検討会に向けた母子保健課との打ち合わせに際しても円滑 な事業遂行を目的として、日程調整や資料作成、議事録作成 等を行うこと。
- 2. 市町村への実態調査 (アンケート調査・ヒアリング調査)
- (1) アンケート調査票の発出及び回収・集計

市町村を対象として、アンケート調査票を発出し、回収・ 集計を行う。調査設計、調査項目等については、調査研究実 施者において素案を作成し、検討会及び母子保健課における 意見を踏まえ修正等を行うものとする。

【想定される主な調査項目】

- ・基礎情報(市町村名、所在する都道府県名、人口規模、年間の出生数等)
- ・乳幼児健診の情報(実施している乳幼児健診の種類(集団健診・個別健診別/一般健診・歯科健診別)、各乳幼児健診の対象となる児数、各乳幼児健診を受診する児数、各乳幼児健診で未受診となる児数及びその理由等))
- ・乳幼児健診で特別な配慮が必要と考えられる児の情報(実施している各乳幼児健診(集団健診・個別健診別/一般健診・歯科健診別)において特別な配慮が必要と考えられる児の数、その特性(医療的ケア児、発達障害その他の基礎疾患

等))

- ・市町村が把握している、乳幼児健診を実施する際に特別な 配慮が必要と考えられる児の家族や保護者のニーズに係る情報(たとえば、児が集団健診に参画できるような人員配置の 拡充/集団健診に参加できない児への自宅訪問による個別健 診の実施、等)
- ・特別な配慮が必要と考えられる児に対する対応等に係る情報 (たとえば、集団健診会場の体制充実による実施/集団健診に参加できない児への個別健診の実施/自宅訪問による健診の実施、といった具体的な対応や、それぞれの対応で健診受診している児の数等)
- ・特別な配慮が必要と考えられる児に対して、乳幼児健診を 実施する際の市町村が抱えている課題や、当該課題への対応 等に係る情報(たとえば、人員確保に係る課題、等)
- ・特別な配慮が必要と考えられる児についての、乳幼児健診 に関する、かかりつけ医その他の関係機関との連携等に係る 情報
- ・その他、特別な配慮が必要と考えられる児についての、乳 幼児健診以外の母子保健事業に対するニーズや対応、課題等 に係る情報(たとえば、医療的ケア児とその保護者に対する 産後ケア事業について、等)

(2) ヒアリング調査の実施及び取りまとめ

(1)のアンケート調査の結果を踏まえて、特別な配慮が必要と考えられる児への配慮や工夫等の取組を実施している市町村を5~10自治体ほど選定し、アンケート調査の内容を掘り下げて、特別な配慮が必要と考えられる児の状況や対応、課題等のヒアリング調査を実施し、全国の自治体における取組の推進に資すると考えられる自治体の事例について情報を収集する。自治体選定に際しては、地域や人口規模、年間の出生数等に偏りが生じないよう、十分に配慮すること。なお、ヒアリング調査の設計や項目等については、調査研究実施者において素案を作成し、検討会及び母子保健課における意見を踏まえ修正等を行うものとする。

3. 当事者団体等へのニーズ調査(ヒアリング調査)

特別な配慮が必要と考えられる児の家族や保護者から、乳幼児健診等の母子保健事業に対するニーズに係る情報を収集するため、医療的ケア児や発達障害等の当事者団体等から3~5団体ほどを選定し、ヒアリング調査を実施する。調査の

項目としては、例えば集団健診において配慮が必要な項目、 集団健診に参加できない児への配慮、産後ケアの利用に関す る配慮、等。団体選定に際しては、対象疾患等を踏まえ、調 査に偏りが生じないよう、十分に配慮すること。なお、ヒア リング調査の設計や項目等については、調査研究実施者にお いて素案を作成し、検討会及び母子保健課における意見を踏 まえ修正等を行うものとする。

4. 今後の支援策を講じるための分析

2. 及び3. の調査について、特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健診等のための支援策を講じる上での基礎資料となるよう、結果の整理・分析を行うこと。分析結果や本調査研究事業全体の取りまとめ方法等については、調査研究実施者において、素案を作成し、検討会及び母子保健課における意見を踏まえ修正等を行うものとする。

なお、本調査研究事業を進めるにあたっては、適宜母子保健課 と協議し、円滑なコミュニケーションに努めること。また、本調 査研究事業に係る内容について公表する場合は、予め母子保健課 の承認を得ること。

1. 上記 2. の調査による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体(Word ファイル、Excel ファイル、PPT ファイル)及び紙媒体での報告書。また、上記 2. のアンケート調査の集計結果に係る電子データ(原則 Excel ファイルとする)一式。なお、集計結果に係らない電子データについては、二次分析等を実施することを踏まえたデータ様式とすること。

求める成果物

- 2. 上記 2. のアンケート調査及びヒアリング調査を踏まえて、 特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健診等のための支援策に ついて、他の自治体の参考となる事例を取りまとめること。
- 3. 上記3. のヒアリング調査を踏まえて、乳幼児健診等の母子 保健事業に係る今後の改善策を検討できるよう、当事者団体等 のニーズを取りまとめること。
- 4. 1. 2. 及び3. について、令和7年3月末までに作成し、 提出すること。

なお、成果物についても、調査研究実施者において、素案を作成し、検討会及び母子保健課における意見を踏まえ修正等を行うものとする。

担当課室·担当者

成育局母子保健課 母子保健係

(内線 03-6862-0413)

調査研究課題 5	出産・子育て応援交付金事業における伴走型相談支援のあり方に 関する調査研究
	出産・子育て応援交付金は、令和4年10月に閣議決定された「物
	価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、令和4
	年度第2次補正予算にて創設された事業であり、孤立感・不安感を
	抱えがちな妊婦・子育て家庭への支援として、妊娠時から出産・子
	育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型
	相談支援と計10万円相当の経済的支援を一体として実施し、かつ、
	継続的に実施するものである。
	また、こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)において
	・ 「出産・子育て応援交付金」(10万円)について、2024年
調査研究課題を設	度も継続して実施するとともに、2025 年度から子ども・子育
定する背景・目的	て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の新たな給付として制
	度化することとし、所要の法案を次期通常国会に提出する。
	・「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏
	まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法(昭和22年法律
	第 164 号) の新たな相談支援事業として制度化する。
	こととされている。
	本事業の実施主体は市町村であるが、すべての自治体において
	効率的・効果的に実施できるよう、令和5年度に実施した調査研究
	も踏まえ、制度化前に現在の取り組みから、伴走型相談支援のあり
	方を整理しておく必要がある。
	I 調査研究
	次の1及び2を行うこと。
	1. 各自治体向けアンケートの実施
	全都道府県及び市町村に対して、伴走型相談支援の実施状
	況・体制、出産・子育て応援ギフトの支給形態・方法、広域
	連携による取組の実施予定、本事業実施に係る課題等につい
	てアンケートを実施し、回答を取りまとめる。
想定される事業の	2. 伴走型相談支援のガイドライン等の作成
手法・内容	これまで公表している事例集に掲載している自治体や、そ
	の他独自の創意工夫の取り組み事例をもとに、伴走型相談支
	援のガイドライン等を策定する。
	また、伴走型相談支援における面談時に活用する面談記録
	表のひな型を作成する。
	Ⅱ 検討委員会の設置
	I2の検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者等に
	よって構成する検討委員会を設置し、この中で自治体ヒアリン
L	

	-
	グや意見聴取を実施し、助言を求めることとする。
	なお、Ⅰ及びⅡの事務を進めるに当たっては、適宜、こども
	家庭庁担当課と協議すること。
	「想定される事業の手法・内容」I1及び2に対応する以下の
	成果物を提出すること。
	1. 各自治体向けのアンケートの結果
	各自治体から提出された個票も含む。電子媒体で提出するこ
	と。
求める成果物	2. 伴走型相談支援のガイドライン
	伴走型相談支援における面談時に活用する面談記録表を盛り
	込んだものとする。電子媒体で提出すること。
	3. 報告書
	検討委員会での議論をまとめたもの及び伴走型相談支援の
	ガイドラインも含む。電子媒体及び紙媒体で提出すること。
担当課室・担当者	成育局成育環境課相談支援係 (03-6861-0228)
<u> </u>	

調査研究課題 6	災害時におけるこどもの居場所づくり調査研究
	令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくり
	に関する指針」において、「災害時においてこどもが居場所を持ち、
	遊びの機会等が確保されるよう配慮することは、こどもの心の回
	復の観点からも重要である。今後、避難所におけるこどもの遊び場
	や学習のためのスペースの設置など、まずは災害時におけるこど
調査研究課題を設	もの居場所づくりに関する実態把握を行うとともに、そうした実
定する背景・目的	態を踏まえた施策の推進が求められる。」とされており、平時のみ
	ならず有事にあってもこどもの居場所づくりが求められる。
	本調査研究では、これまでの災害におけるこどもの居場所づく
	りの事例や関連するデータを収集・集計・分析し、実態把握と今後
	の方向性を検討することで、災害時におけるこどもの居場所づく
	りの手引を作成することを目的とする。
	I 調査研究
	調査内容としては、災害発生地域の自治体や被災したこどもの
	居場所づくりを担った民間団体、被災者へのアンケート調査及び
	インタビューを実施し、ニーズや課題、支援の実施状況等に関す
	るデータや事例を収集・集計・分析する。
	① ニーズや課題等実態把握のためのアンケート・インタビュー
	調査
	被災したこどもが居場所に求めるニーズや居場所づくりの支
 想定される事業の	援の内容や課題などの実態
手法・内容	② 被災した自治体へのヒアリング調査(10か所程度)
子位 竹台	こどもの居場所づくりのニーズや実施上の課題などについて
	ヒアリングを行う。
	Ⅱ 検討委員会の設置
	当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を
	設置し、I調査研究や災害におけるこどもの居場所づくりの手引
	き策定に当たって必要な助言等を受ける機会を設けることとす
	る。
	なお、Ⅰ及びⅡの事務を進めるに当たっては、適宜、こども家
	庭庁担当課と協議すること。
求める成果物	(1) 災害時のこどもの居場所づくりに関する調査結果及びその
	分析などをまとめた報告書
	(2) 災害時のこどもの居場所づくりに関する手引き
TIVE O PANKIN	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。
	また、調査・分析に用いた電子データ―式も併せて提出する
	こと。
担当課室・担当者	成育局成育環境課 居場所づくり係(03-6861-0229)

調査研究課題7

いわゆる「こどもホスピス」に関する調査研究 (小児緩和ケアが必要なこどもの生活実態調査)

小児がんや難病等により小児緩和ケアが必要なこどもたちは、医学の進歩や医療体制の整備等により、地域での暮らしを継続することが可能になりつつある。しかし、繰り返される入退院や受診により日常生活が制限され、住み慣れた自宅を離れて療養することも多いことから、こどもときょうだい児を含めた家族全体が社会的・心理的に孤立していると考えられる。令和5年度、初めて行った『いわゆる「こどもホスピス」における支援の実態とニーズ把握のための調査研究』においても、生命を脅かされている状態にある(Life Threatening Conditions/以下、LTC) こどもと家族の療養生活を支える病院や、自宅のある地域の訪問診療所などの医療施設、自治体、学校、民間の支援団体等との支援の協力連携体制の課題、こども当事者をはじめ、そのきょうだい児を含めた家族の声が届きにくい現状もあることが明らかとなった。

調査研究課題を設定する背景・目的

令和5年度、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」や「がん対策推進基本計画」において、ライフステージに応じたこどもの療養環境への支援の充実が盛込まれ、更には令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」において、「こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める」ことが盛込まれたこともふまえ、小児緩和ケアが必要なこどもの生活実態を把握するため、地方自治体がその実数を把握するための方法について検討するとともに、当事者であるこどもやその家族の声を聴き、そのニーズを明らかにすることが求められている。

i)英国小児緩和ケア協会及び、英国小児科学会による定義(1997年)より引用。状態別に 4 つのカテゴリーに分類:1. 根本治療が奏功することもあるが、うまくいかない場合もある病態(小児がん、先天性疾患等) 2. 早期の死は避けられないが、治療によって予後の延長が期待できる(神経筋疾患等) 3. 進行性の病態で、治療はおおむね症状の緩和に限られる(代謝性疾患、染色体異常等) 4. 不可逆的な重度の障害を伴う非進行性の病態で、合併症によって死に至ることがある(重度脳性麻痺、頭部外傷後後遺症等)

想定される事業の 手法・内容

I 調查研究

本研究においては、国内の「小児緩和ケアが必要なこども」を「LTC のこども」と位置づけ、以下のような3つの調査分析を行う。

- (1) 地方自治体において管内に居住する LTC のこどもの数を 把握するための方法論の検討とパイロット調査の実施
- (2) LTC のこどもやその家族からのアンケート及びヒアリン グ調査の実施
- (3) LTC のこども及びその家族を支援するための既存制度の 整理

【具体的方法】

(1) 地方自治体(都道府県を想定)において、管内に居住する LTC のこどもの数を把握するために適当な調査方法について検討する。その上で、パイロット調査として1~3か所程度の都道府県において調査を実施する。

<留意点>

- ・モデル的に検討を依頼する協力自治体は、都道県単位とすること。
- ・厚労省が公表するデータ(人口動態統計、NDB オープンデータ など)や、自治体保有のデータ(死亡小票)などの活用も検討する。
- ・LTC のこどもの推計人数だけでなく、小児緩和ケアの実践団体 (以下、「こどもホスピス」等)による支援が必要なこどもや家族 数の推計方法についても検討すること
- ・複数の調査手法が考えられる場合、可能な限り各手法を比較して、メリット・デメリット・課題等を整理すること
- ・既存の支援資源(「こどもホスピス」等や親子滞在施設等)の有無、医療資源(在宅医療機関、緩和ケア病棟等)の状況等の把握や反映方法も併せて検討すること。
- (2) LTC のこども当事者、または LTC の状態を経験したことのあるこども当事者や(概ね 20 歳以下)、きょうだい児、その家族へのアンケート及びヒアリング調査を実施し、医療、福祉、教育や生活上のニーズを把握し、その結果を取りまとめる。

<留意点>

- ・多様な状況にある LTC のこどものエピソード等を回収できるよう、広く病院や地域の診療所等の医療機関、学校や自治体、 支援団体等にも調査協力を依頼する。
- ・こどもが言葉や意見を発信しやすい環境に配慮するために、こ ども自身だけでなく、積極的に主治医や家族の意見、同意を得 た上で取り組み、合わせて結果のフィードバック等の方法も同 時に検討すること。
- ・アンケート及びヒアリング調査対象数は 50~100 名程度が望ま

	しいが、こどもの状況や可能な聴取方法によるため、検討委員の助言を得てその方法の妥当性も検討すること。 ・ご遺族の方を対象にした調査は想定していないこと。 (3)診療報酬、障害福祉サービス報酬、小児慢性特定疾患児童等自立支援事業、難病対策、教育体制など、LTCのこども及びその家族が利用できる既存の支援メニューを整理する。
	Ⅱ 検討委員会の設置 Ⅰの検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者や自治体 職員等によって構成する検討委員会を設置し、適宜、意見聴取 を実施し、助言を求めることとする。なお、構成員の人選及び 調査の進め方等は、こども家庭庁成育環境課と適宜協議するこ と。
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成、提出すること。併せて、 調査に係る電子データー式等についても提出すること。報告書に ついては、紙媒体の提出の他、電子媒体(ワードやエクセル等) も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局成育環境課 こどもホスピス専門官 (050-1702-1825)

調査研究課題8	こどもの居場所づくりに関する評価及び検証についての調査研究
	令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくり
	に関する指針」において、「居場所づくりの検証はその必要性が高
	いものの、現時点で効果的な評価指標等として明確に定まってい
	るものはなく、これをどのように行っていくのかは今後の重要な
	検討課題である。本指針策定後、国において必要な調査研究等を行
囲木加売細晒た。肌	った上で、こども・若者やこどもの居場所づくりの関係者の意見を
調査研究課題を設	聴きながら丁寧に検討することが求められる。」とされている。
定する背景・目的	本調査研究では、こどもの居場所づくりに関するアウトカムや
	アウトプット(定量及び定性評価)の設定事例や評価、検証の在り方
	を検討する。そして、今後、こども・若者の居場所づくりを担う民
	間団体や自治体が、事業の評価及び検証を実施し、PDCA サイク
	ルの構築・運用を図っていく上で参考となる例を示すことを目的
	とする。
	I 調査研究
	・こども・若者の居場所づくりに関する効果測定の先行研究
	・こども・若者の居場所づくりを先進的に取り組んでいる団体が
	どのような成果指標を設定し、どのように検証しているかなどの
	事例を収集し、あり方について検討
	・居場所づくりとして取り組まれている場などを利用するこど
	も・若者が、利用前後でどのような変化・変容があったのかなど
	についての定量・定性(インタビュー等)調査
	取りまとめるに当たっては、上記指針にも記載の通り、「固有の
	居場所での活動を測るための指標と、地域全体での活動を測るた
	めの指標という2つのレベルについて検討するとともに、特に以
想定される事業の	下の点に留意することが必要である。
手法・内容	➤ こども・若者の視点に立つことやこどもの権利擁護など、本
	指針で記した居場所づくりの理念や性質を踏まえた指標となって
	いるか
	➤ それぞれの居場所が、継続的に振り返るために活用できる指
	標となっているか
	➤ 居場所づくりの多様性や創造性を担保するような指標となっ
	ているか
	こうした指標による検証を行うに当たっては、第三者の視点や利
	用者を含めたこども・若者の参画を得ることも必要である。」に
	留意し進めること。
	Ⅱ 検討委員会の設置
	当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を

	設置し、Ⅰ調査研究やこどもの居場所づくりに関する評価指標及
	│ び検証方法等の検討に当たって必要な助言等を受ける機会を設け │ ることとする。
	なお、Ⅰ及びⅡの事務を進めるに当たっては、適宜、こども家庭
	庁担当課と協議すること。
	こどもの居場所づくりに関する評価指標や検証方法をまとめた報
求める成果物	告書
	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用
	いた電子データー式も併せて提出すること。
担当課室·担当者	成育局成育環境課 居場所づくり係(03-6861-0229)

調査研究課題 9	保育所等の入所にかかる利用調整に関する調査研究
	保育業務にかかる ICT 化や AI の導入が進む一方で、保育所の
	入所にかかる利用調整については依然として ICT 等では解消でき
	ない、自治体担当者によるきめ細かな調整が求められる場面があ
調査研究課題を設定	り、自治体担当者の負担が大きい状況は続いている。
する背景・目的	本調査研究においては、自治体ごとの利用調整方法について実
	態を把握するとともに、利用調整の工夫により、多様な保育ニー
	ズに対して効果的な保育の提供を可能とした自治体の好事例等
	を展開する。
	各自治体における利用調整方法の実態を把握するため、各市
	町村に対して調査を実施し、除外4類型の分類方法の情報収集
	を行う。
	(1)保育所等入所のための利用調整にかかるアンケート(自
	治体)
	【主な調査項目】
	・利用調整のスケジュール
	・ 入所申込書に記載可能な希望保育所数
	・利用調整における AI の導入状況
	・1次選考や2次選考でも入所先が決まらない者に対する
想定される事業の	調整方法
手法・内容	・入所保留となった者の5月以降の入所状況
112 114	(2)市町村へのヒアリング(10 か所程度)による好事例の
	収集
	上記で収集した情報の中から、利用調整にあたって関
	する詳細内容や利用調整に当たっての工夫、課題等につ
	いてヒアリングを行い、好事例を収集する。
	(3)利用調整にあたっての、今後の課題の整理
	(1)のアンケート結果や(2)のヒアリング等を通じ、
	保育所入所にかかる利用調整の課題を分析・整理する。
	なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁
	成育局保育政策課と協議すること。
	保育所等入所のための利用調整にかかるアンケート結果及びそ
上月4上田山	の分析、好事例などをまとめた報告書
求める成果物	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。
	また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出
HI VI AH 수 HI VI 크스	すること。
担当課室・担当者	成育局保育政策課 待機児童対策係(03-6858-0048(係直通))

調査研究課題10	インクルーシブ保育の在り方等に関する調査研究
	令和4年12月26日 事務連絡にて「保育所等におけるインク
調査研究課題を設定する背景・目的	ルーシブ保育に関する留意事項等について」保育所等が他の社会
	福祉施設を併設している場合についても、特有の設備・専従の人
	員についても共用・兼務できることとする等、インクルーシブ保
	育に関する留意事項等について自治体へ周知したところ。本調査
	研究においては保育所等と社会福祉施設との併設・交流によるイ
	ンクルーシブ保育を中心に調査及びヒアリングによる事例把握
	等により、インクルーシブ保育の実態把握を行う。また、実態把
	握を踏まえ、地域共生社会実現のためのインクルーシブ保育の在
	り方や必要な支援策について検討する。
	インクルーシブ保育の実態把握及び取組事例の収集・検討を行
	う。
	1. 実態把握
	① 各自治体向け・保育所等向け調査による実態把握
	自治体および保育所等に対して、障害児の受入状況、社会福祉
	施設との併設状況、設備や職員の交流状況、インクルーシブ保
	育に係る課題や必要な支援等についてアンケートを実施し、回
	答を取りまとめる。
	② 好事例の収集、事例集の作成
	◎による各自治体におけるインクルーシブ保育の実態把握の結
	果を踏まえ、各自治体独自の創意工夫の取組事例を抽出し、当
想定される事業の	該取組を行う自治体や保育所等に対してヒアリングを実施する
手法・内容	などして好事例集を作成する。
	③ 事業課題の分析、あり方等の方向性の検証
	●の実態把握の結果や自治体・保育所等へのヒアリングなどを
	通じ、インクルーシブ保育の実施に係る課題を分析・整理する
	とともに、インクルーシブ保育の定着・充実に向けた対応や恒
	久的な制度構築に向けた事業の在り方についてとりまとめる。
	2. 検討会の設置
	1. ②③の検討にあたっては、インクルーシブ保育に知見の
	ある有識者によって構成する検討委員会を設置し、自治体・保
	育所等へのヒアリング等を実施し、助言を求めることとする。
	なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担
	当課と協議すること。
	インクルーシブ保育の実施状況等に関する調査結果及びその分
求める成果物	析、ヒアリングによる取り組み事例などをまとめた報告書、自
	治体・保育所等へのヒアリングにより取りまとめた好事例集。

	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出する こと。
担当課室・担当者	成育局保育政策課保育医療対策係(03-6858-0056)

調査研究課題11	病児保育の運営状況の把握に関する調査研究
調査研究課題を設定	病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、こど
	もが病気の際に、病院・保育所等において一時的に保育を行う事
	業であり、安心して子育てができる環境の整備に資するととも
	に、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施するなど、
	その専門性を生かした地域支援にも取り組んでいるところであ
	る。
	しかしながら事業の特性として、病児保育事業は感染症の流行
	や、病気の回復等による突然の利用キャンセル等により事業運営
する背景・目的	の見通しが立てづらいといった点も指摘されており、こども家庭
	庁では令和6年度予算において、安定的な提供体制を確保できる
	よう補助の仕組みを見直したところである。
	本調査研究では、今後の病児保育事業の在り方について検討を
	行うため、病児保育事業の運営状況や直近の収支状況の把握、当
	日キャンセルの状況や受入体制の把握、ICT の活用等により当日
	キャンセルの抑制方法等に関しての効果等について、情報収集を
	行うことを目的とする。
	病児保育事業の運営状況を把握するため、病児保育事業所及
	び市町村に対して調査を実施し、取り組み事例の収集を行う。
	(1) 運営状況を把握するためのアンケート調査(自治体・事
	業所)
	「令和 5 年度子ども・子育て支援交付金」の対象となった病児
	保育事業所の全数(約3,000か所)に対して、調査票を送付
	し、回答の回収、集計を行う。
	[主な調査項目]
	・令和5年度の収支状況
想定される事業の	・職員の配置状況、兼務等の状況
	・利用手続きと ICT の活用について
于 公 • 四谷	・当日キャンセルの発生状況と受入体制の状況
	・運営上の課題や問題点 等
	(2)病児保育事業所及び市町村へのヒアリング(10カ所程
	度)
	上記で収集した情報の中から、病院等に併設された病児
	保育施設及び保育所等に併設された病児保育施設の両方
	について、収支状況や実施に当たっての工夫、課題等の
	ヒアリングを行う。
	なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁
	担当課と協議すること。
	I

求める成果物	病児保育事業の運営状況等に関する調査結果及びその分析、取り組み事例などをまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。
担当課室·担当者	成育局保育政策課保育医療対策係(03-6858-0056)

調査研究課題12	保育所等における不適切な保育に関する調査研究
	昨年来、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだこと
	を踏まえ、こども家庭庁・文部科学省連名で「昨年来の保育所等
	における不適切事案を踏まえた今後の対策について」(令和5年
	5月12日)を取りまとめ、
	① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン (以
	下「ガイドライン」という。)の策定(「不適切な保育」の考え
	方の明確化、相談窓口の設置等の自治体における対応、保育の
	振り返りの実践等の保育所等における対応などを整理)
	② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討
	③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の
	強化
	という対応をするとした。
	このうち①については、ガイドラインにおいて、「虐待等と疑わ
調査研究課題を設定	れる事案(不適切な保育)といったものの具体例については、本
する背景・目的	ガイドラインにおいて言及していないが、今後議論を深めなが
	ら、本ガイドラインの改訂には柔軟に対応していく」とされてい
	るとおり、不適切な保育の具体例については、今後事例を収集し・
	明確化していく必要がある。
	また、令和5年10月26日に開催された自由民主党保育議連総
	会に保育三団体が提出した要望書においても、「「不適切な保育」
	と「虐待」は何が違うのか地方自治体や現場の混乱を招いている
	ので、用語の定義を整理して下さい。」と要望を受けており、「不
	適切な保育」について整理・明確化する必要がある。
	さらに、②については、「こども家庭審議会子ども・子育て支援
	等分科会における議論の整理について(令和5年12月21日)」
	において、制度改正の方向性が整理されており、整理された方向
	性に沿って、ガイドラインを改訂していく必要がある。
	(抽出調査)
	都道府県経由で市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、
	市町村において不適切な保育が疑われるとして事実確認を行っ
想定される事業の 手法・内容	た事例の概要や市町村として虐待等に該当すると判断したかど
	うか等を調査する。その他、事例と市町村の見解を整理した一覧
	表を可能な限り収集する。
	①調査規模
	事例の件数は、300 件程度を想定。対象施設は保育所、認可外
	保育施設、地域型保育事業、認定こども園(全類型)とする。回
	収状況など必要に応じて、特定の市町村に追加調査する。

	②具体的な実施方法
	受注者において、調査の発注、集計等を行う。
	(研究会の開催)
	自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、
	抽出調査において得られた結果を踏まえ、保育所等における虐待
	や不適切な保育の事例について議論を行うとともに、成果物をと
	りまとめる。
	具体的には、各事例について、研究会において、ガイドライン
	における①虐待等に該当すると考えられるもの、②①には該当し
	ないが、虐待等が疑われる事案(いわゆる不適切な保育)に該当
	すると考えられるもの、③虐待等が疑われる事案(いわゆる不適
	切な保育) に該当しないがこどもの人権擁護の観点から望ましく
	ないと考えられるかかわり、の3点に類型化を行う。
	類型化を踏まえ、主に事例の概要、類型結果、類型した理由の
	3点を一覧化した報告書を取りまとめることとする。
	その際、具体的な自治体名、施設名等を伏せるほか、必要に応
	じ事例内容を一部改変するなど、個別の事例が特定されない形と
	する。
	※なお、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、こども家庭庁
	担当課と協議すること。
	抽出調査で把握した事例及び上記研究会での議論をとりまと
求める成果物	めた報告書及び電子データー式
	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。
担当課室・担当者	成育局保育政策課企画法令係(内線 03-6858-0058)
	めた報告書及び電子データ一式 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。

調査研究課題13	子ども・子育て支援の今後に関する先進的な取組事例の収集・検
	討に関する調査研究
	令和5年4月時点での待機児童数 2,680 人となり、5年連続で
	最小値を更新しているところではあるが、地方部を中心に定員に
	空きが生じているとともに、こどもや保護者のニーズも多様化し
	ている。
	こうした中で、令和4年の児童福祉法改正で地域におけるかか
	りつけ相談機関としての役割を担う「地域子育て相談機関」が位置
	づけられたほか、「こども誰でも通園(仮称)」の創設、インクルー
調査研究課題を設	シブ保育、子ども食堂など保育施設の多機能化の取組も進められ
定する背景・目的	ている。
人 2 日 京 日 日 日	今後の人口減少社会においては、保育所の小規模多機能化とい
	う視点も重要になる。
	こうした状況も踏まえつつ、保育所の規模を縮小しつつも、多機
	能化や地域づくりの取組をとおし、地域における子育て支援拠点
	としての役割を担っている先進的な取組を行っている方々の考え
	方や実践を通して、現行制度や保育、子育て支援という枠にとらわ
	れずに、将来的な地域における子育て支援の姿や制度の在り方に
	ついて検討していく。
	地域での子育てに取り組んでいる先進事例実践者(数名程度)
	と、学識経験者(数名程度)などによる「10年後の地域における
想定される事業の	子ども・子育て支援の在り方を考える研究会」(仮称)を年5回
手法・内容	程度開催し、その中で先進事例を収集するとともに、子ども・子
	育て支援に係る中期的な課題を検討していく。
	※なお、本調査研究の実施に当たっては、こども家庭庁担当課と
	適宜協議をすること。
求める成果物	上記研究会を開催し、その中での先進事例や議論をとりまとめ
	た報告書及び電子データー式
I make a make the state of the	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。
担当課室・担当者	成育局保育政策課企画法令係(内線 03-6858-0058)

調査研究課題14	保育人材確保にむけた効果的な取組手法等に関する調査研究
	保育の質の中核を担う保育人材の確保は、喫緊の課題である。こ
	ども家庭庁としても、これまでも、保育士確保に向けた資格の取得
	促進、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進といっ
	た支援や、保育の現場と職業の魅力向上に総合的に取り組んでき
	たところであるが、依然として保育士の有効求人倍率が全職種平
調査研究課題を設	均を上回るなど、慢性的に保育人材が不足する状況が続いている。
定する背景・目的	また、地域や施設等によって、保育人材確保の課題・背景は様々
	であり、その解決に向けた取組も一律ではなく、様々な手法がある
	と考えられる。
	こうした問題意識のもと、本調査研究では、保育人材確保にあた
	っての個々の課題に対して、取組の事例収集を行うとともに、その
	効果的な取組手法等の分析・検証を行うことを目的とする。
	保育人材確保の取組にかかる実態把握及び取組事例の収集・分析
	を行う。
	① 各自治体・保育所等向け調査による実態把握
	自治体および保育所等に対して、職員の配置状況や設備の整備
	状況などの勤務環境、保育人材確保に係る補助金の活用状況、
	保育士不足の地域偏在の状況、保育人材確保に係る課題や必要
	な支援等についてアンケートを実施し、回答を取りまとめる。
	② 好事例の収集、事例集の作成
想定される事業の	①による各自治体・保育所等における保育人材確保の実態把握
手法・内容	の結果を踏まえ、各自治体・保育所等の独自の取組事例を抽出
	し、当該取組を行う自治体や保育所等に対してヒアリングを実
	施するなどして好事例集を作成する。
	③ 取組の分析、効果的な取組の検証
	①の実態把握の結果や自治体・保育所等へのヒアリングなどを
	通じ、保育人材確保に係る課題への取組をケースごとに分析・
	整理するとともに、これらの分析等をもとに保育所等・行政等
	それぞれの効果的な取組について検証する。
	※なお、本調査研究の実施に当たっては、こども家庭庁担当課
	と適宜協議をすること。
	保育人材確保の取組に関する調査結果及びその分析、取組事例な
求める成果物	どをまとめた報告書
	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。
担当課室·担当者	成育局保育政策課保育の魅力向上係(内線 03-6858-0086)

調査研究課題15	保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査 研究
調査研究課題を設定する背景・目的	○ こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)においては、「「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、① 2024 年度から、制度発足以来75 年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30 対1から25 対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)。② 2025 年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。」としている。 ○ 一方で、保育所等の職員の配置については、今後、更に議論していくことも必要であると考えられることから、議論に際して必要となる検討事項を整理することを目的として、調査研究を行うもの。
想定される事業の手法・内容	(1) 保育の質に関して、内容面(保育の目標、保育方法の基本的な考え方等)で重視していることについて日本と共通していることが多く、かつ保育者の配置基準など構造的な面でモデルとなりうる国について、基準策定・見直しの経緯や根拠、保育者の要件、職員組織の職種や役職構造等の情報を収集し、分析する。 (2) 保育所等における各年齢の配置基準に関する具体的な実証研究の手法等について、情報収集のうえ、検討する。 【検討内容(例)】 ・保育者/こどもについて、何を指標とするか、どのようなデータをとりうるか・信頼性のある検証方法、分析方法・実証研究の実施とその結果の考察に必要な専門的知見を有する有識者の把握・実験デザイン、データ収集の計画作成・関連する要因の整理、統制方法・対象者の選定(被験者数、条件等) ※(1)及び(2)の情報収集、検討等に当たっては、各分野の有識者に協力を得ることとする。 ※調査や検討等の実施に当たっては、こども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。

調査研究課題16	保育所や認定こども園等におけるこどもの意見の尊重等に関す
	る調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	令和5年4月に施行されたこども基本法の第3条では、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」等が規定された。また、例えば、保育所保育指針では「1 保育所保育に関する基本原則」の「(3)保育の方法」の中で「子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。」等と、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では「第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」の中で「保育教論等との信頼関係を基盤に、園児一人一人が主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働き掛けること。」等と規定されている。また、こども基本法第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。本調査研究は、こうしたことを踏まえ、保育所や認定こども園等におけるこどもの意見や思い、考えの尊重に関する実践上の配慮や工夫等の実態等を把握し、そうした観点からの保育実践の改善・充実に向けた必要な施策の検討につなげることを目的とする
想定される事業の手法・内容	ものである。 保育所や認定こども園等におけるこどもの意見や思い、考えの尊重に関する実践上の配慮や工夫等の実態を把握するとともに、在園児(おおむね5歳児を想定)や小・中学生等から実際に保育所や認定こども園等での生活や遊びに関するこどもの意見等を把握するため、下記を行う。なお、アンケート調査を含め抽出調査を想定しているが、地域や施設の規模等の偏りが生じないように考慮すること。 (1)保育所や認定こども園等におけるこどもの意見等の尊重に関する実践上の配慮や工夫等に関するアンケート調査及びヒアリング等による事例の詳細調査 (調査の観点の例) ・保育の中でこどもが自らの意見等を表明する機会をどう設けているか(どういった場面で聞いているか、個別に聞い

	ているか、グループで聞いているか 等)
	・年齢に応じた工夫をどう行っているか。(言葉で十分に表現
	できない乳幼児の意見等をどうくみ取るかを含む。)
	・こどもが生活や遊びの様々な場面で自ら選んだり決めたり
	できるようにすることについて、どのように行っているか
	・こども同士の意見や思いが対立した時の擦り合わせ・調整
	をどう行っているか。
	(2)実地訪問による在園児から意見等をくみ取る調査
	※こどもの率直な意見等がくみ取れるように項目や方法等につ
	いて留意して行うこと。その際、対象者の発達段階を踏まえ
	て、こどもの率直な意見等がくみ取れるようにヒアリング以外
	の手法も含めて検討することとし、また、本調査を行うことが
	できる専門性や経験を有する者が行うようにすることにも留意
	すること。
	(3)小・中学生等に対する調査(アンケート、ヒアリング等)
	※(2)の※に記載していることについて、同様に留意すること。
	(4)有識者による検討会の設置
	(1)~(3)の調査の実施に当たって、適切な手法や倫理的な配
	慮について知見を有する有識者による検討会を設置し、助言等
	を得ること。
	※調査や検討会の実施に当たっては、こども家庭庁成育局成育
	基盤企画課と協議すること。
求める成果物	「想定される事業の手法・内容」の各事項について、調査結果
	及びその分析、取組事例等をまとめた報告書
	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用
	いた電子データー式も併せて提出すること。
担当課室·担当者	成育局成育基盤企画課 企画法令第二係(03-6861-0054)

	調査研究課題個票(一次公募)
調査研究課題17	不登校のこどもを受け入れている民間施設等の利用実態等の把握 に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	 ・ 文部科学省の調査(※1)結果によると、令和4年度の不登校児童生徒数は、小・中学校で約29.9万人と過去最多であり、憂慮すべき状況。 ・ 不登校対策については、主に文部科学省において、こどもの学びの支援の観点から取組を進めているが、こども家庭庁では、こどもの育ちの支援の観点から、文部科学省と連携して、こどもの多様な居場所づくりの推進(※2)などに取り組んでいるところ。 ・ 不登校児童生徒数の増加も背景に、国会や記者会見等においてフリースクール等の民間団体との連携強化について問われる機会もあるものの、不登校のこどもを受け入れている民間施設等としてどのような施設等があるかは必ずしも明らかではなく、不登校のこどもやその保護者にとって、また、各自治体において、個々のこどものニーズに沿った必要な支援につなげることができていないおそれがある。 ・ 今後、不登校のこどもに寄り添い、不登校のこどもが家庭や学校以外の場において安心・安全に過ごすことができるよう、こどもまんなか社会の実現を目指すこども家庭庁において、まずは不登校のこどもを受け入れている民間施設等の利用実態等を把握し、今後の施策検討のための資料として活用することとしたい。 (※1) 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(令和5年10月4日集計結果公表)(※2)こどもの多様な居場所づくりについては、昨年末に「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月22日閣議決定)が策定され、こども家庭庁では、本指針に基づく取組を今後集中的に推進。なお、居場所づくりに係る実態調査として、当庁成育局において、地方自治体が行うこどものニーズ把握等に係る実態調査に対する補助のための予算を計上(令和5年度補正予算)しているが、不登校のこどもに特化した調査ではない。
想定される事業の 手法・内容	シンクタンク、NPO等に調査を委託し、アンケートを通じて 不登校のこどもを受け入れている民間施設等の情報を把握・整理 するとともに、抽出した一部の民間施設等に通う不登校のこども やその保護者、施設のスタッフ等への聴き取りを行い、民間施設
	等における不登校のこどもの実情を把握する。

○一次調査

・ 各都道府県・指定都市(福祉部局及び教育委員会)等を通 じ、域内の市区町村(福祉部局及び教育委員会)等が有する不 登校のこどもが過ごす学校・公的機関以外の民間施設等に関す る情報を把握し、必要に応じて追加的に取材等を行い、市区町 村ごとの民間施設等リスト(民間施設等の名称、所在地などの 基本データ等を記載した一覧)を作成(必要に応じて二次調査 の結果により修正)。

○二次調査

- ・ 一次調査で把握した民間施設等に対して、当該施設の基礎情報(在籍するこどもの数、職員・スタッフ数、主な活動内容、 関係行政機関等との連携状況等)に関するアンケート調査を実施。
- ・ 一次調査で作成した市区町村ごとの民間施設等リストに、上 記アンケート調査で把握した情報を追記し、当該リストを更 新。
- ・ 一次調査で把握した民間施設等から抽出した一部の施設等 (10~20 件程度を想定) に対し、当該施設に通う不登校のこど もやその保護者、施設のスタッフ等から、当該施設の利用実態 等 (こどもの困りごとや保護者の悩み、こどもや保護者の個々 のニーズへの対応状況 (取組や工夫など)等) に関する聴き取り調査を実施し、課題等を整理。
- ※なお、調査及び分析の詳細な項目については、支援局総務課と 協議の上、決定すること。
- ○情報の集約・整理
- ・ 一次調査・二次調査によって得られた情報を集約し、不登校 のこどもの支援に係る活用に資するよう整理するとともに、民 間施設等の利用実態等を把握するために簡単な分析を行う。

求める成果物

- ○民間施設等のリスト
- ・ 市区町村単位の不登校のこどもを受け入れる民間施設等リスト

○民間施設等の利用実態把握のための分析

・ アンケート集計結果や聴き取り結果及び整理した課題に関する報告書

担当課室·担当者

支援局総務課 いじめ防止係 (03-6858-0148)

調査研究課題18	一時保護の実態と在り方に関する調査研究
	「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)
	において、一時保護施設の設備・運営基準を作成し、一時保護施設
	の環境改善が図ることとされ、こども家庭庁にて内閣府令にて定
	める一時保護施設設備運営基準の検討が進めているところであ
	る。
	一時保護施設の環境改善を進めている一方、一時保護施設にお
	ける一時保護の期間(平均在所日数)は32.7日(令和3年度)と
	昨年度32.5日より延びており、都道府県別にみると平均在所日数
	が2か月を超えている自治体もある。一時保護の長期化について
	は、引き続き一時保護の課題の1つとしてあるところ。
	また、一時保護施設の環境改善だけでなく一時保護委託先(一時
調査研究課題を設定	保護専用施設含む) において、こどもの権利擁護等が守られること
する背景・目的	も重要であり、実態の把握が求められる。
	令和2年度調査研究事業「一時保護所の実態と在り方及び一時
	保護等の手続きの在り方に関する調査研究」(以下「令和2年度調
	査研究事業」という。) において、一時保護所及び一時保護委託の
	実態について、把握し、一時保護の在り方を検討するための基礎的
	なデータ収集を行った。
	本調査研究では、今回調査で得られたデータと令和2年度調査研
	究事業で得られたデータと比較・考察し、各項目について、取組が
	進んだ要因、進まなかった課題の分析等を行うとともに、一時保護
	の長期化、特に2か月を超えている事例の要因分析や一時保護委
	託(一時保護専用施設含む)の実態把握を行う調査研究を実施す
	る。
	① 全国の児童相談所に対し、一時保護施設・一時保護委託先の
	実態に関する調査を行う。特に一時保護委託(一時保護専用施
	設含む)の実態、一時保護施設職員の勤務実態や研修の受講状
	況等一時保護施設運営基準の内容に即した取り組みについて最
	新状況を把握する。また、今回調査で得られたデータと令和2
想定される事業の	年度調査研究事業で得られたデータと比較・考察し、各項目に
手法・内容	ついて、取組が進んだ要因、進まなかった課題の分析等を行う
子伝・内谷	② 全国の児童相談所に対し、一時保護(一時保護施設及び一時
	保護委託)に係る一時保護の期間が2か月を超えている事例に
	対し、調査を行い、長期化の要因分析を行う。また、可能な限
	り対象となる事案のこどもたちの意見を聞き、その意見を踏ま
	えた長期化解消に向けた方策を取りまとめる。
	なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等に

	ついては、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、
	調査に係る電子データー式等についても提出すること。報告書等
	については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体(ワードや
	エクセル等)も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 保護係(03-6859-0114)

	虐待を受けたこどものトラウマケアについての実態把握等に関
調査研究課題19	する調査研究
	虐待はこどもの心に深刻な影響を与えるため、虐待を受けたこ
	どもの支援においては、トラウマ症状を適切に評価し、その影響
	を理解したうえで、必要に応じて心的外傷の回復を促すトラウマ
	セラピー、トラウマ治療等のトラウマケアを行うことが重要であ
	る。一方で、児童相談所において、虐待を受けたこどもの心的外
	傷をどのようにアセスメントし、一時保護中、委託・措置後また
细木尔尔细胞头机会	は在宅支援において、どの程度、心的外傷の回復を促す心理療法
調査研究課題を設定	等のトラウマケアが提供できているのか、児童相談所におけるト
する背景・目的	ラウマケアの在り方について、現状や課題を十分に整理・分析で
	きていない。
	そのため、本調査研究において、児童相談所等における虐待を受
	けたこどもに対するトラウマケアの実態を把握することで、支援
	の現状や課題を整理・分析し、よりよい支援の在り方を検討し、
	支援体制の強化や政策・制度の充実につなげることを目的とす
	る。
	トラウマケアに関する先行研究の文献調査、児童相談所等への
	アンケート調査やヒアリング等を行い、心的外傷の回復を促す心
	理療法等のトラウマケアの必要性について、児童相談所がどのよ
	うにアセスメントを行っているか、被虐待児のうち専門的なトラ
	ウマケアを必要とするこどもがどの程度存在し、現在どのような
想定される事業の	支援を行っているか、支援を行う上でどのような課題があるかな
手法・内容	ど、児童相談所等におけるトラウマケアの実態について調査する
于仏、竹谷	とともに、精神医療などトラウマケアを担いうる社会資源の実情
	についても併せて調査し、有識者等で構成する検討委員会におい
	て課題を整理・分析する。
	なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等につ
	いては、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議す
	ること。
	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せ
 求める成果物	て、調査に係る電子データー式等についても提出すること。
11.07.19 HVV/L4V	報告書については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体
	(ワードやエクセル等) も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 児童相談第一係 (03-6859-0107)

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

	令和6年度子ども・子育で文援等推進調査研究事業		
	調査研究課題個票(一次公募)		
	調査研究課題20	児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況等の実態把握のた	
		めの調査研究	
		全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途	
		をたどっており、児童相談所の業務が年々増加している中、児童相	
		談所の職員の負担軽減は喫緊の課題となっている。児童相談所に	
		おいては、毎日、児童虐待に関する相談だけではなく、こどもの養	
		育に関する相談や障害に関する相談が電話や来所により幅広く寄	
		せられ、その都度、職員が聞き取りを行い、記録し、虐待相談の場	
		合は緊急受理会議を行うなど、多忙を極めている状況にある。その	
		ため、児童相談所において、支援に係る業務に多くの時間を割くた	
		めに、業務の整理を行い、事務的な業務についてはデジタル技術な	
		どを駆使することにより効率的に処理し、優先順位の高い業務に	
		資源を重点的に配分するという考え方及び取組が重要となる。し	
		かしながら、令和4年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業に	
	 調査研究課題を設定	おいて実施された「児童相談所における ICT や AI を活用した業務	
	する背景・目的	の効率化に関する調査研究」での結果では、事務処理の負担は都道	
	1 2月以 日刊	府県によって異なるものの、一定程度システムが導入されており、	
		徐々にではあるが負担軽減が図られていることが明らかとなっ	
		た。しかし、依然として全国的に業務におけるデジタル技術の活用	
		はまだ進んでいるとは言えない。	
		本研究においては、全国の児童相談所におけるデジタル技術の活	
		用状況等の実態を把握することにより、国における児童相談所の	
		業務効率化・業務負担の軽減のための支援策の検討に資すること	
		を目的とする。 また、改正児童福祉法により令和6年4月より全	
		ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し一体的な支援を行うこども	
		家庭センターにおいても、デジタル技術等を活用して、支援に係る	
		業務に重点的に取り組める環境整備が重要である。このため、同セ	
		ンターにおける業務負担の軽減及び効率化の観点から、業務負担	
		割合及びデジタル技術の活用状況を把握する。	
		自治体へのアンケート調査及びヒアリングや調査により、児童	
		相談所及びこども家庭センターにおけるデジタル技術の活用状況	
		等を把握し、どのようなデジタル技術の活用あるいは仕組みを構	
	想定される事業の	築することにより、業務負担軽減に繋がるかについても調査を行 -	
		ふ	

手法・内容

なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等に ついては、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議 すること。

求める成果物	上記の内容を実施したうえで、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データー式等についても提出すること。報告書等については、紙媒体の提出の他、電子媒体(ワードやエクセル等)も併せて提出すること。
担当課室·担当者	支援局虐待防止対策課 保護者指導係(03-6859-0107)

	こども・若者の居場所における効果的な運用等の検討及び好事例
調査研究課題21	収集についての調査研究
	保護者からの虐待等により困難な状況にある10代~20代のこ
	ども・若者のなかには、一時保護や施設入所等を望まない者や年齢
	により一時保護や施設入所の対象とならない者が一定数存在して
	いる。
	このような状況下に置かれるこども・若者については、昼夜を問
	わず安心・安全な居場所が確保されておらず、「こども未来戦略」
	(令和5年12月22日閣議決定)においても、『こども・若者視点
	 からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所が
	無いこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられ、
	宿泊もできる安全な居場所等を確保する』とされ、こども・若者の
	居場所の確保が喫緊の課題となっている。
調査研究課題を設定	こども・若者の居場所については、令和5年度子ども・子育て支
する背景・目的	援等推進調査研究事業「こども・若者の居場所の確保に関する実態
	把握のための調査研究」 において、既にこども・若者支援を実施し
	ている全国の民間シェルターに対し、利用者の入所から退所まで
	の過程や支援内容等についてアンケート調査及びヒアリング調査
	を実施するとともに、当事者へのヒアリング調査を実施し、実態把
	握を行った。
	本調査研究では、昨年度の調査研究結果も踏まえ、こども・若者
	の居場所における効果的な運用やこども・若者を支援する際の現
	場のハードルや課題等を検討するとともに、こどもの権利擁護を
	図りながら効果的な支援を行っているなどの好事例の収集を行
	い、こども・若者の居場所(こども若者シェルター)の運営上の留
	意事項や効果的な支援のあり方等について分析・検討することを
	目的とする。
	当事者、民間シェルター団体、一時保護所関係者等からなる事
	業検討委員会を設け、昨年度調査研究のアンケート及びヒアリン
	グで把握した調査結果を踏まえ、追加のヒアリング等により好事
想定される事業の	例の収集を行うとともに、これらを踏まえ、こども・若者の居場
手法・内容	所(こども若者シェルター)の運営上の留意事項や効果的な支援
	のあり方について分析・考察を行う。
	なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等につ
	いては、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。
	上記の内容を実施し、報告書及び好事例集を作成し、提出する
 求める成果物	上記の行行を大幅し、採口自及し対すり来で下放し、促出する こと。
1 12 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	- C。 併せて、調査に係る電子データー式等についても提出すること。

	報告書及び好事例集については、紙媒体の提出の他、編集可能な
	電子媒体(ワードやエクセル等)も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 保護者指導係(03-6859-0107)

調査研究課題22 にども家庭ソーシャルワーカーの研修の評価及び今後の在り方の検討に関する調査研究 児童相談所や市区町村における虐待相談対応件数は年々増加し、また悲惨な虐待死事例も依然として発生している中、子ども家庭福祉に関わる専門職の体制を強化するとともに、その資質を向上させていくことは喫緊の課題である。 こども家庭福祉に関わる者の専門性の向上に関しては、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)が令和6年4月より導入され、今後、研修実施機関による講習が開始される予定となっている。これに関連して、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る重要性が指摘されている。
児童相談所や市区町村における虐待相談対応件数は年々増加し、また悲惨な虐待死事例も依然として発生している中、子ども家庭福祉に関わる専門職の体制を強化するとともに、その資質を向上させていくことは喫緊の課題である。 こども家庭福祉に関わる者の専門性の向上に関しては、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)が令和6年4月より導入され、今後、研修実施機関による講習が開始される予定となっている。これに関連して、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
し、また悲惨な虐待死事例も依然として発生している中、子ども家庭福祉に関わる専門職の体制を強化するとともに、その資質を向上させていくことは喫緊の課題である。 こども家庭福祉に関わる者の専門性の向上に関しては、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)が令和6年4月より導入され、今後、研修実施機関による講習が開始される予定となっている。これに関連して、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
庭福祉に関わる専門職の体制を強化するとともに、その資質を向上させていくことは喫緊の課題である。 こども家庭福祉に関わる者の専門性の向上に関しては、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)が令和6年4月より導入され、今後、研修実施機関による講習が開始される予定となっている。これに関連して、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
上させていくことは喫緊の課題である。 こども家庭福祉に関わる者の専門性の向上に関しては、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)が令和6年4月より導入され、今後、研修実施機関による講習が開始される予定となっている。これに関連して、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
こども家庭福祉に関わる者の専門性の向上に関しては、一定の 実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関 が認定した研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャ ルワーカー)が令和6年4月より導入され、今後、研修実施機関に よる講習が開始される予定となっている。これに関連して、令和5 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された 「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の研修の運用及び今後の在 り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカ ーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)が令和6年4月より導入され、今後、研修実施機関による講習が開始される予定となっている。これに関連して、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)が令和6年4月より導入され、今後、研修実施機関による講習が開始される予定となっている。これに関連して、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
が認定した研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)が令和6年4月より導入され、今後、研修実施機関による講習が開始される予定となっている。これに関連して、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
ルワーカー)が令和6年4月より導入され、今後、研修実施機関による講習が開始される予定となっている。これに関連して、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
調査研究課題を設定 する背景・目的 よる講習が開始される予定となっている。これに関連して、令和5 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された 「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の研修の運用及び今後の在 り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカ ーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
調査研究課題を設定 する背景・目的 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された 「こども家庭ソーシャルワーカー(仮)の研修の運用及び今後の在 り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカ ーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
する背景・目的 「こども家庭ソーシャルワーカー (仮) の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカ ーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
ーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る
重要性が指摘されている。
本調査研究では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の質を
担保し、また制度の改善を図る観点から、
① 研修の実施状況や受講状況の把握と評価
② 研修の今後の在り方に係る検討材料の収集
を目的として実施する。
①については、こども家庭ソーシャルワーカーの認定機関、研
修実施機関、受講者等に対し、研修の環境や内容、受講者の所属
や受講経緯、受講上の課題等をアンケートやヒアリング等により
把握するとともに、有識者等の意見を踏まえた評価を行う。
想定される事業の ②については、評価の実施方法やこども家庭ソーシャルワーカ
手法・内容 ーを含むこども家庭福祉に携わる職員の資質向上方策等を検討す
るため、文献調査や有識者に対するヒアリング等を行う。
なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等につ
いては、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課と協議するこ
上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出する
こと。
求める成果物 併せて、調査に係る電子データー式等についても提出すること。
報告書及び報告書の概要については、紙媒体の提出の他、編集可
能な電子媒体(ワードやエクセル等)も併せて提出すること。
担当課室・担当者 支援局虐待防止対策課 企画法令係(03-6859-0096)

細木が佐細暗 0. 9	こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用
調査研究課題23	状況の実態把握と効果的な運用について
	支援対象児童等(児童福祉法第 25 条の2第2項に規定する「支
	援対象児童等」をいう。以下同じ。)の早期発見や適切な保護を図
	るためには、関係機関等がそのこども等に関する情報や考え方を
	共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。
	このような多数の関係機関等の円滑な連携・協力を確保するに
	は、関係機関相互の連携や役割の調整を行う機関の明確化や、円滑
	な情報共有を図る方策の具体化が必要であることから、支援対象
	児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関で
	ある要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)の設置
 調査研究課題を設定	が地方公共団体の努力義務として法的に位置づけられており、令
する背景・目的	和2年時点の要対協の設置数は99.8%となっている。
1 分目と、口口	一方、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「要保護
	児童対策地域協議会のあり方に関する調査研究」では、改正児童福
	祉法により令和6年4月より創設される、全ての妊産婦、子育て世
	帯、こどもに対し一体的な支援を行うこども家庭センターと要対
	協との機能や位置づけの再構成が課題として指摘されている。こ
	ども家庭センターは要対協の調整機関の役割を担うことが求めら
	れており、要対協の構成員となりうる関係機関との連携や協働は
	一層重要となる。本調査研究では、要対協とこども家庭センターが
	より効果的に支援を行っていくための効果的な取組について、明
	らかにすることを目的とする。
	要対協とこども家庭センターがより効果的に支援を行っていくた
想定される事業の	め、自治体へのアンケート調査等を行う。
手法・内容	なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等に
7 12 7 7 1	ついては、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議
	すること。
	上記の内容を実施したうえで、報告書及びその概要を作成し、
求める成果物	提出すること。併せて、調査に係る電子データー式等についても
4. 2 2/242/412/24	提出すること。報告書等については、紙媒体の提出の他、編集可
In the same of the same of	能な電子媒体(ワードやエクセル等)も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局 虐待防止対策課 調整係(03-6859-0082)

調査研究課題24	一時保護施設の第三者評価に関する調査研究
	「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)
	において、一時保護施設の設備・運営基準を作成し、一時保護施設
	の環境改善が図ることとされたところである。現在こども家庭庁
	にて内閣府令にて定める一時保護施設設備運営基準の検討が進め
	ており、第三者評価についてもその基準の中で規定することの議
	論がされているところである。
	一時保護施設の第三者評価については、平成30年度調査研究事
調査研究課題を設定	業「一時保護の第三者評価に関する調査研究」(以下「平成 30 年
する背景・目的	度調査研究事業」という。) において、第三者評価モデル事業及び
	そのモデル事業の結果を反映した第三者評価基準(案)を作成し
	た。
	本調査研究では、平成30年度調査研究事業で作成した第三者評
	価基準(案)について、一時保護施設設備運営基準及び一時保護ガ
	イドラインを踏まえた、評価項目・評価基準の見直し等を行い、こ
	どもの権利擁護を担保できる第三者評価項目での評価の実施に向
	けた調査研究を行う。
	① 一時保護施設にアンケート調査(悉皆調査)を実施し、平成
	30年度調査研究事業で作成された第三者評価基準(案)につい
	て、評価項目の過不足がないか、第三者評価受審時における困
	りごとなどの課題を把握する。
	② ①で把握した課題等を踏まえ、平成30年度調査研究事業で
	作成された第三者評価基準(案)について、一時保護施設設備
	運営基準を始めとする「児童福祉法等の一部を改正する法律」
	(令和4年法律第66号)の改正内容に即した評価基準等の見
	直しを行い、改正第三者評価基準(案)を策定する。なお、評
	価基準(案)の策定に当たっては、以下の点に留意すること。
想定される事業の	・第三者評価の担い手として多様な人材が評価実施できるよ
手法・内容	う、専門的な内容を多用することなく、分かりやすい評価内容
	とすること
	・一時保護委託先の第三者評価(又は自己評価)にも活用でき
	るよう、一時保護委託における評価項目の作成や一時保護施設
	と一時保護委託共通で利用できる評価項目の整理等を行うこと
	③ 見直した評価基準等について、一時保護施設に対し意見照会
	(悉皆)行うとともに、一時保護施設の第三者評価を試行的に
	実施(5か所程度)し、一時保護施設において自己評価に活用
	できる内容にすること。なお、第三者評価を試行的に実施の際
	は一時保護中のこども、一時保護を経験したこどもに対し、こ

	どもの同意を得た上で意見を聞くこと。
	④ 一時保護施設の第三者評価を実施した経験のある機関に対
	し、アンケート調査及びヒアリング調査を実施し、第三者評価
	機関及び第三者評価者として必要な要件・課題等の洗い出し、
	第三者評価機関の担い手を増やす方策について取りまとめる。
	なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等に
	ついては、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。
	上記の内容を実施し、報告書及び改正第三者評価基準(案)
	(以下「報告書等」という。)を作成し、提出すること。併せ
求める成果物	て、調査に係る電子データー式等についても提出すること。報告
	書等については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体(ワー
	ドやエクセル等)も併せて提出すること。
担当課室·担当者	支援局虐待防止対策課 保護係(03-6859-0114)

調査研究課題25	社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の実態及
	び支援方策に関する調査研究
	こども基本法や子ども・若者育成支援推進法では、こども・若者
	等の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう国に
	求めている。社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若
	者は声をあげづらいことが想定されるが、こども・若者のニーズに
	寄り添った施策を検討することが重要である。
	令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実
	施された「社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者
調査研究課題を設定	の実態等に関する調査研究」では、こども・若者が直面している
する背景・目的	様々な困難を把握するとともに、それらの困難を有するゆえに適
	切な支援につながりづらい状態となっていることが示されてい
	る。他方、そうした状況においてどのような支援を行うとよいか、
	当該支援を担う主体をどのように確保するとよいか、といったこ
	とについては引き続き検討が望まれる。
	そのため本調査研究では、こども・若者や支援に携わる支援者の
	声を丁寧に聴いたうえで、政策的な示唆を導出し、支援その他の取
	組の推進に資することを目的とする。
	こども・若者が直面している困難性を明らかにするため、イン
	タビュー調査等により、こども・若者や支援者が直面している困
	難や支援に対するニーズ等を把握する。また、それらに対して実
想定される事業の	施されている施策の実態を整理する。さらに、有識者や自治体職
手法・内容	員等からなる検討委員会を設けて、各種調査の実施や分析に対す
7 12 1 7 1	る助言を得る。
	なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等に
	ついては、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議
	すること。
	上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出する
求める成果物	併せて、調査に係る電子データー式等についても提出するこ
	と。報告書及びその概要、研修テキストについては、紙媒体の提出の体、信集団体が歴史はは、「ロードウェルトが関する性体」
	出の他、編集可能な電子媒体(ワードやエクセル等)も併せて提
to Vi == ch	出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課相談支援係(03-6859-0117)

調査研究課題26	ヤングケアラー支援ガイドライン(仮称)の策定に向けた調査研 究
調査研究課題を設定する背景・目的	ヤングケアラー支援については、省庁横断PT報告、体制強化事業の開始・拡充等、取組を充実・強化している。 一方、地方自治体における取組状況としては、例えば、ヤングケアラーに関する実態把握のための調査を実施しているのは、全国258自治体(令和5年2月末時点)であり、認識や取組の格差の解消等が求められる。 本年度の通常国会では、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記することで、ヤングケアラーへの支援について、法律上明確な根拠規定を設けることについて審議が予定されている。 また、本年4月から全国展開を進めることしている「こども家庭センター」は、学校等と連携してヤングケアラーを把握し、ヤングケアラー本人や家族の状況に応じ、必要な支援につなげる重要な役割(サポートプランの作成等)を担うことになるところ、今後、同機関が「発見・把握」、「アセスメント・支援方針の検討」、「支援の実施」、「フォローアップ」等の各段階において、活用することのできるヤングケアラー支援ガイドライン(仮称)を策定することを目的とする。
想定される事業の手法・内容	これまでに実施したヤングケアラー支援に関する調査研究の結果も活用しつつ、以下の事項について調査研究を行う。 自治体職員等からなる検討委員会(必要に応じて分科会)を設置し、 ① 地方自治体や支援団体におけるガイドライン等の収集・整理(※)、インタビュー調査を実施する。(※) 18歳以上の者への支援事例の収集を含む。 ② 「発見・把握」、「アセスメント・支援方針の検討」、「支援の実施」、「フォローアップ」等の段階における必要な具体的対応等について検討を行い、パイロット版を作成する。 ③ ②のパイロット版に基づき、複数の市区町村で試行運用を行い、改善点等を反映させた成果物を取りまとめる。なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁支援局虐待防止対策課と協議すること。
求める成果物	上記調査研究の結果をまとめた報告書について、電子媒体及び紙媒体で提出すること。

	また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 自治体支援係(03-6859-0103)

調査研究課題27	里親・ファミリーホーム・施設の支援のあり方に関する調査研究
	令和3年度に開催した社会的養育専門委員会の報告書(令和4
	年2月10日公表)においては、「里親の種別、里親要件、柔軟な里
	親制度の運用やファミリーホームと里親の定員など里親、ファミ
	リーホームのあり方について、施設の小規模化の今後も含めて、速
	やかに検討を開始」また、「児童福祉施設と自立援助ホームについ
	て、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在
	り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズ
	に応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やか
	に検討を開始」との提言がなされている。令和4年度は「里親・フ
調査研究課題を設	ァミリーホーム・施設のあり方に関する調査研究」を実施し、里親
定する背景・目的	や施設等における特別なケアを要する児童の実態把握を行った。
	また、令和5年度は「里親・ファミリーホーム・施設のあり方に
	関する調査研究」において、日常的な生活におけるケア、ケアニー
	ズに応じた支援の内容等を把握するとともに、「社会的養護関係施
	設等の経営実態及び施設等職員の勤務実態に関する調査研究」を
	実施し、施設職員等の勤務実態を可視化・定量化、さらに児童養護
	施設等職員の給与の実態や児童養護施設等の経営状況等を収集・
	分析を行っている。これらの先行研究を踏まえ、里親や児童養護施
	設等の支援のあり方について検討を行うことを目的として、調査
	研究を行う。
	○ 検討に当たっては、上記先行研究の内容を踏まえるととも
	に、里親・ファミリーホーム、各施設協議会、自治体、学識経
	験者等からなる検討委員会を設置する等、それぞれの現場の実
	態が反映されるよう検討を行う。なお、構成員の決定等につい
	て、適宜、担当課と協議すること。
想定される事業の	○ 上記調査結果に基づき、現状の課題を整理した上で、今後、
手法・内容	里親・ファミリーホーム、施設それぞれのケアニーズに応じた
117 114	支援のあり方について、ケアニーズの段階に応じた支援に必要
	な業務量等を検討する。検討にあたっては必要に応じてアンケ
	ート調査・ヒアリング調査等を実施するなど、実態や課題等を
	把握する。
	○ その他、調査研究を進めるに当たっては、担当課と協議する
	こと。
	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調
求める成果物	査に係る電子データー式等についても提出すること。報告書につ
	いては、紙媒体の提出の他、電子媒体(ワードやエクセル等)も
	併せて提出すること。

| 支援局家庭福祉課 児童福祉専門官 | 社会的養護専門官 | 措置費係 (03-6859-0137) | 指導係 (03-6859-0149)

	则且则几味因但宗(
調査研究課題28	ケアニーズの高いこどもを支援する施設のあり方に関する調査研 究
調査研究課題を設定する背景・目的	次期都道府県社会的養育推進計画において、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を示しているところ、児童心理治療施設・児童自立支援施設については、「ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、多機能化・高機能化の在り方について十分に検討を重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置(改築)についての方向性を示す。」としている。 令和元年度に実施した「児童心理治療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する調査研究」の検討内容を踏まえ、入所しているこどもの課題に応じたケアニーズに応じた支援内容を踏まえ、児童養護施設等他施設との違いも含め、児童心理治療施設・児童自立支援施設の多機能化・高機能化の方向性について検討を行うことを目的として、調査研究を行う。
想定される事業の手法・内容	 ○ 検討に当たっては、上記先行研究の内容を踏まえるとともに、各施設協議会、自治体、学識経験者等からなる検討委員会を設置する等、現場の実態が反映されるよう検討を行う。なお、構成員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。 ○ 上記検討委員会において、今後、児童心理治療施設・児童自立支援施設の多機能化・高機能化の方向性について、各施設の養育実態や、入所しているこどもの課題に応じたケアニーズ等に応じた支援内容を踏まえ、児童心理治療施設・児童自立支援施設それぞれの施設機能について検討を行う。検討にあたっては、アンケート調査・ヒアリング調査等を実施するなど、実態や課題等を把握する。 ○ その他、調査研究を進めるに当たっては、担当課と協議すること。
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データー式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体(ワードやエクセル等)も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局家庭福祉課 児童福祉専門官 社会的養護専門官 措置費係 (03-6859-0137) 指導係 (03-6859-0149)

	,, , , , , _ , , , , , , , , , , , ,
調査研究課題29	社会的養護施設における人材確保と効果的な人材育成に関する調
	查研究
	現在、各都道府県の社会的養育推進計画に基づき、できるだけ良
	好な家庭的環境の確保し、質の高い個別的ケアを実現する観点か
	ら、小規模化かつ地域分散化に向けた環境整備を図っているとこ
	ろである。また、施設の高機能化・多機能化・機能転換を進める上
	では、人材確保やその職員の効果的な育成が必要である一方で、人
調水が効無晒み、乳	材の定着が課題となっている。次期社会的養育推進計画において
調査研究課題を設	も、施設等で生活するこどもにとっては、安心できる安定したでき
定する背景・目的	るだけ良好な家庭的環境において、職員との関係性を構築するこ
	とが不可欠であることから、在職中の職員の定着を図る、また専門
	性を高める観点から、施設等における人材確保・人材育成について
	の支援の必要性について記載しているところである。
	このため、社会的養育分野における効果的な人材確保や人材育
	成について検討を行うことを目的として、調査研究を行う。
	○ 学識経験者・自治体職員・児童養護施設等施設職員等で構成
	する検討委員会を開催し、調査の方法や分析等の検討を行う。
	なお、構成員の決定等について、適宜、担当課と協議するこ
想定される事業の	と。
手法・内容	○ 検討に当たっては、上記検討委員会の助言を踏まえ、実態把
子位"竹谷	握のため自治体や児童養護施設等に対してアンケート調査・ヒ
	アリング調査等を実施し、実態や課題等を把握する。
	○ その他、調査研究を進めるに当たっては、担当課と協議する
	こと。
	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調
求める成果物	査に係る電子データー式等についても提出すること。報告書につ
	いては、紙媒体の提出の他、電子媒体(ワードやエクセル等)も
	併せて提出すること。
	支援局家庭福祉課 児童福祉専門官
担当課室・担当者	社会的養護専門官
	指導係(03-6859-0149)

調査研究課題30	特別養子縁組制度推進のための効果的な支援方法等の検討に関す
	る調査研究
	次期都道府県社会的養育推進計画において、家庭養育優先原則
	とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底
	する必要性、特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向
	けた取組について記載しているところである。また、「最終的に特
	別養子縁組を希望する夫婦を増やすことを主眼に置いた広報の展
	開や民間あっせん機関への支援などを講じていく。」としている。
	現行、民間あっせん機関については、民間あっせん機関による養子
	縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(あっせん法)に
調査研究課題を設	基づき、養子縁組あっせんはこどもの最善の利益を最大限に考慮
定する背景・目的	し、これに適合するように行われなければならないとされている
	ところであり、縁組に向けた支援はもとより、縁組成立後の真実告
	知等、民間あっせん機関において支援が行われている。児童相談所
	における養子縁組あっせんは、あっせん法の規定による趣旨を踏
	まえることとなっているものの、養親希望者の費用負担など、あっ
	せん機関とは異なる部分がある。
	このため、民間あっせん機関の活動状況や、養親希望者・養子縁
	組希望者のニーズを踏まえ、養子縁組あっせんに必要とされる支
	援方法等を検討することを目的として、調査研究を行う。
	○ 学識経験者等で構成する検討委員会を開催し、調査の方法や
	分析等の検討を行う。なお、構成員の決定等について、適宜、
	担当課と協議すること。
	○ 児童相談所や養子縁組あっせん機関、その他養子縁組支援を
	行っている者等に対して、養子縁組の各段階(養親希望者の選
	定、面会、縁組成立前養育、縁組成立後)における必要な支援
想定される事業の	について、アンケートやヒアリング等による調査を実施する。
手法・内容	○ 関係機関の協力を得て、養親及び養子当事者に対してもアン
	ケートやヒアリングを行い、当事者に必要な支援方策を検討す
	る。
	○ 養子縁組民間あっせん機関助成事業によるもののほか、自治
	体や支援機関独自の取り組み等、効果的な支援の分析を行う。
	○ その他、調査研究を進めるに当たっては、担当課と協議する
	こと。
	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調
求める成果物	査に係る電子データー式等についても提出すること。報告書につ
	いては、紙媒体の提出の他、電子媒体(ワードやエクセル等)も
	併せて提出すること。

担当課室•担当者

支援局家庭福祉課 児童福祉専門官

企画係(03-6859-0173)

指導係(03-6859-0149)

	·····································
調査研究課題3	ひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する調査研究
	令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯の母の
	平均年間就労収入は前回の平成 28 年度調査 (200 万円) と比較し
	て増加しているものの 236 万円 (パート・アルバイト等では 150 万
	円) にとどまっている。また、令和4年国民生活基礎調査によると、
	こどもの相対的貧困率は11.5%となっており、前回調査(平成29
	年)と比較して改善している。ひとり親世帯の相対的貧困率も前回
	調査と比較して改善しているが、44.5%と高く、依然としてひとり
	親家庭が厳しい状況に置かれている。
	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、ひとり親家庭
	への経済的支援として、児童扶養手当(現金給付)を支給しており、
	これまで、多子加算額の倍増(平成28年8月分手当から実施)、所
調査研究課題を記	设 得制限限度額の引き上げ (平成30年8月分手当から実施)、支払回
定する背景・目的	为 数の増加(令和元年11月分手当から実施)等の改正を行ってきた
	が、ひとり親家庭やその支援者等から、ひとり親家庭の厳しい状況
	を踏まえ、児童扶養手当について手当額の引き上げ等の要望が続
	いている。
	こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)においても、貧困に
	陥りやすいひとり親家庭への支援として、児童扶養手当等による
	経済的支援が盛り込まれている。
	ついては、ひとり親家庭及びこどものいる貧困家庭(以下「ひと
	り親家庭等」という。)の家計の収支状況等を調査し、課税世帯の
	家計の収支状況等と比較することにより、ひとり親家庭等の必要
	な収支の把握及び就労収入が増加しない要因等を分析するととも
	に、ひとり親家庭等に必要な支援策について検討する。
	(1) 既存調査結果の分析
	既存調査結果(家計消費状況調査(総務省)、国民生活基
	礎調査(厚生労働省)、令和3年「子供の生活状況調査の分
	析」報告書等(国以外が実施している調査も含む))を基に
	ひとり親家庭等の就労状況及び家計の収支状況等の現状及び
想定される事業の 手法・内容	時系列推移について分析を行い、ひとり親家庭等の課題分析
	を行う。
	(2) 児童扶養手当受給者等の家計の収支状況等に関する調査
	既存調査結果の分析を踏まえ、地方自治体を通じ児童扶養
	手当受給者やこどものいる貧困家庭【調査対象としては非課
	税のふたり親家庭+低所得の子育て世帯に係る支援事業を利
	用している世帯】(以下、「児童扶養手当受給者等」とい

う。) に対し、地域差を踏まえたひとり親家庭等の就労状況

	及び家計の収支状況等の調査を行い、結果をとりまとめる。
	(3)調査結果の分析等
	既存調査結果の分析について、今回行った調査結果を踏ま
	え、更なる課題分析を行う。
	(4)検討委員会の設置・運営
	学識有識者等(4名程度)からなる検討委員会を設置し、
	地域差を踏まえた児童扶養手当受給者等の就労状況及び家計
	の収支状況を効果的に検証する調査項目等を検討するととも
	に、調査結果よりひとり親家庭等への必要な支援について検
	討する。
	※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議す
	るものとする。
	・調査結果の概要(PowerPoint 媒体)及び詳細データ(Excel 媒
	体)
求める成果物	・調査研究報告書・提言(調査結果の分析・検証結果)
	※報告書の具体的な内容については、支援局家庭福祉課と協議す
	るものとする。
	支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官(050-1712-0117)
担当課室·担当者	扶養手当係(03-6859-0184)
	こどもの貧困対策担当(03-6859-0183)

調査研究課題32	ひとり親家庭支援における相談支援に必要な人材の在り方及び支
	援者の人材養成について
調査研究課題を設定する背景・目的	母子・父子自立支援員等は、ひとり親家庭の総合的な相談窓口として、個々のひとり親家庭の状況に応じた支援を行い、ひとり親家庭の福祉増進と子どもの健全な育成を図ることが求められている。その相談支援に必要な人材の在り方や人材育成については、各自治体に委ねられており、地域によって差が生まれることが懸念される。このため、相談の受付、聞き取り、必要な情報収集、アセスメント、支援計画の作成、関係機関へのつなぎ、支援の実施・評価等の相談支援の在り方について検討を行う。また、母子・父子自立支援員等が、どのような情報を収集し、知識等を身に着けていくことが必要となるのかについて検討し、これを踏まえて、人材養成に必要な研修内容等を検討する。 これらを通じて、ひとり親家庭の自立に向けた支援の質の向上を図ることを目的とする。
想定される事業の手法・内容	 ① 母子・父子自立支援員の相談支援の実態・課題等を把握するため、自治体等に対し、アンケート調査を実施 ② 上記のアンケート調査結果を踏まえて、必要に応じてヒアリング調査を実施 ③ 関係者(自治体職員、母子・父子自立支援員、有識者等)による検討委員会を設置し、①及び②を踏まえて、相談支援に必要な人材の在り方及び人材養成に必要な研修内容等の検討を行う。 ④ 令和6年度末(令和7年1~3月頃)までに、本調査研究の成果について、全国研修会を開催して、母子・父子自立支援員をはじめとした関係者と共有する。 ※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議すること。
求める成果物	①以下の内容を含む報告書 ・アンケート調査結果のとりまとめ及び分析 ・ヒアリング調査結果のとりまとめ等 ・相談支援に必要な人材の在り方及び人材養成のための研修内容等についての検討結果(課題、考察等) ※報告書の詳細については、支援局家庭福祉課と協議すること。 ※電子媒体で提出すること。

	②全国研修会の実施
	※霞が関、虎ノ門近辺で開催すること (オンライン併用)。
	支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官(050-1712-0117)
担当課室·担当者	生活支援係(03-6859-0183)
	就業支援係(03-6859-0186)

調査研究課題個票(一次公募)		
調査研究課題33	高等職業訓練促進給付金等事業の効果的な活用の在り方に関する	
	調査研究	
	高等職業訓練促進給付金等事業は、ひとり親家庭の経済的自立	
	を支援するため、就業に結びつきやすい資格の取得を促進し、当該	
	資格に係る養成訓練の受講期間中の生活の負担の軽減を図り、資	
	格取得を容易にすることを目的とし、これまでも累次の拡充(支給	
	期間の延長等)を行ってきており、令和6年度においては令和3年	
	度より時限的に実施してきた訓練期間の緩和措置(1年以上→6	
調査研究課題を設	月以上) 及び対象資格の拡大措置(6月以上の訓練を通常必要とす	
定する背景・目的	る民間資格を対象に追加)を恒久化することとした。	
	これを踏まえ、雇用主が求める人材や収入増となるモデルケー	
	スの提示など高等職業訓練促進給付金等事業をさらに効果的に活	
	用するためのデータ等をまとめ、自治体に展開し活用することを	
	目的とし、恒久化した対象資格の拡大措置において新たに対象と	
	することができるようになった各資格 (IT 関連、介護実務者研修	
	等)における資格の有用性について、調査・分析を行う。	
	各分野(IT、介護、看護等)において、企業がひとり親家庭の	
	親を雇用するにあたって有利となる資格や求められる働き方、資	
	格の有無による収入の違い等について調査・分析し、高等職業訓	
	練促進給付金等事業の利用者や実施主体である自治体のひとり親	
	支援担当者が就労等に向け取得する資格を検討・案内する際に参	
	考となるような資料を作成し、展開することで、より効果的に事	
	業が活用されるようその在り方を検討する。	
	(1)実態調査の実施	
	各分野(IT、介護、看護等)における資格の有用性につい	
	て、企業や雇用環境に詳しい団体にアンケートやヒアリング等	
想定される事業の	による調査を実施し、企業がひとり親家庭の親を雇用するにあ	
手法・内容	たって有利となる資格や求められる働き方、資格の有無による	
	収入の違い等の情報を収集、整理分析する。必要に応じて実施	
	主体である自治体についてもヒアリング等を行う。	
	(2)調査結果の概要の作成	
	(1)による調査・分析結果をもとに各分野における就労	
	(収入増)モデルケースや資格取得に加えて求められる働き方	
	等の条件の提示など資格取得と就労(収入増)のミスマッチを はなるなどではなる。	
	防ぐことに役立つ資料を作成する。	

(3) 有識者等へのヒアリング (検討委員会の設置)

(1)(2)の実施にあたっては、当該課題に知見のある有識者等へのヒアリングや意見聴取を実施し、助言を求めること

	とする。また、必要に応じて、有識者等によって構成される検
	討委員会を設置し、検討する。
	なお、 $(1) \sim (3)$ の事務を進めるにあたっては、適宜、支
	援局家庭福祉課と協議すること。
	・調査結果の概要 (PowerPoint 媒体) 及び詳細データ (Excel
	媒体)
北ムフピ田畑	・調査研究報告書・提言(調査結果の検証結果及び検証の結果よ
求める成果物	り効果的と考えられる方策案など)
	※報告書の具体的な内容については、支援局家庭福祉課と協議す
	るものとする。
担当課室・担当者	支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官 (050-1712-0117)
	就業支援係(03-6859-0186)

調査研究課題34	ひとり親家庭等のこどもへの学習支援の効果的な実施について
	ひとり親家庭のこどもにおいては、高校卒業後の進学率が
	65.3% (令和3年度全国ひとり親世帯等調査) であるのに対し、全
	世帯のこどもの進学率は83.8%(令和4年度学校基本調査)と10
	ポイント以上乖離している。
	この要因の一つとして、ひとり親家庭はふたり親家庭と比べて
	収入が低く、こどもを学習塾に通わせることができない家庭が多
調査研究課題を設	いことや学習環境が整っていないこと等が考えられる。
定する背景・目的	令和5年度補正予算より、進学段階で貧困の連鎖を断ち切るた
	め、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対し、大学等受
	験料等の支援や長期休暇中の学習支援の強化を開始したこともあ
	り、学習支援の効果的な実施方法について検討するとともに、全国
	の自治体に対し、好事例について広く周知を行い、多くのひとり親
	家庭等のこどもが貧困の連鎖を断ち切ることが可能となるように
	支援を進めていくことを目的とする。
	①「こどもの生活・学習支援事業」の実施自治体及び自治体から
	事業の委託を受けている団体等に対し、アンケート調査の実施
	②上記のアンケート結果を踏まえて、好事例と考えられる自治体
	等に対し、ヒアリング調査の実施
	④関係者(自治体職員、学習支援を実施している団体、有識者
想定される事業の	等)による検討委員会を設置し、①及び②を踏まえて、学習支
手法・内容	援の効果的な実施方法について検討
	④「こどもの生活・学習支援事業」を実施していない自治体に対
	し、アンケート調査の実施
	⑤上記のアンケート結果を踏まえて、実施していない理由を分析
	※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議す
	ること。
	以下の内容を含む報告書
	・アンケート調査結果のとりまとめ及び分析
求める成果物	・ヒアリング調査結果等を踏まえた好事例集
	・学習支援の効果的な実施についての検討結果(課題、考察等)
	※報告書の詳細については、支援局家庭福祉課と協議すること。
	※いずれも電子媒体で提出すること。
 担当課室・担当者	支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官 (050-1712-0117)
世 1	生活支援係(03-6859-0183)

	<u> </u>
調査研究課題35	障害児支援における支援の質の向上に関する調査研究
	こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)において、「全
	国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研
	修体系の構築など支援人材の育成を進める」ことが示された。ま
	た、「障害児通所支援に関する検討会報告書(令和5年3月)」に
	おいては、子どもの権利・発達支援・家族支援・地域支援・虐待予
	防等の様々な観点の研修について、基礎・中堅・専門といった段
	階的な研修体系の構築が必要である、と示されている。
	これまでに障害児支援の質の向上や研修体系の構築のために、
	令和 4 年度障害者総合福祉推進事業「障害児通所支援における支
	援の質の評価に係る調査研究」、令和5年度子ども・子育て支援等
	推進調査研究事業「障害児支援における人材育成研修に関する実
	態把握」が実施されており、障害児支援を担う人材の専門性の向
調査研究課題を設定	上等を含めた研修カリキュラム作成のための基礎資料が作成され
する背景・目的	ている。
	これまでの調査結果等を踏まえて、こどもと家族の多様なニー
	ズや状況に対応した質の高い支援につながるよう、障害児相談支
	援や障害児通所支援、障害児入所支援等の従事者の段階的な研修
	体系の構築を進めていく必要がある。その際には、現場の支援の
	実態も踏まえる必要があり、障害児通所支援事業所における総合
	的な支援と特定領域への支援、発達支援の形態(集団や個別)等
	の状況や、それを実施する職員体制(職種、経験年数、研修受講状
	況等) の現状等も把握する必要がある。
	そこで、本研究では障害児支援における支援や質の向上に関す
	る取組の実態を把握するとともに、段階的な研修体系の構築等、
	人材の確保・育成とその評価の在り方を検討することを目的とす
	る。
	1) 有識者、障害児支援事業所の研修担当者等で構成される検討
	委員会を設置し、
	・これまでの調査研究事業の結果の分析等
	・障害児支援事業所等における支援や支援を実施する職員体制
想定される事業の	等の実態把握のための調査項目の検討等
手法・内容	・障害児支援事業所へのヒアリング項目の検討等
于位。F14	・調査結果及びヒアリング結果の分析及びそれを踏まえた障害
	児支援の人材の質の向上に向けた研修内容等、障害児支援に
	おける支援の質の向上に関する検討等を行う。

	2) 1) で検討した実態把握のための調査やヒアリングを行う。 なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。
求める成果物	障害児支援における支援の質の向上に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。
担当課室·担当者	支援局 障害児支援課 移行支援専門官(03-3539-8345)

調査研究課題36	医療的ケア児支援センターの機能強化等に関する調査研究
	令和3年9月施行の医療的ケア児とその家族に対する支援に関
	する法律第 14 条に規定された医療的ケア児支援センター(以下
	「センター」という。)は、令和5年度中に全都道府県に設置され
	た。
	この間、医療的ケア児等への支援を総合調整する医療的ケア児
	等コーディネーターをセンターへ配置すること等への財政的な支
	援を行うとともに、都道府県及びセンターが地域の実情にあわせ
調査研究課題を設定	て医療的ケア児や市町村等を支援する活動の改善や充実に資する
する背景・目的	ための自己点検シートや先進的に取り組む自治体の事例集を作成
	する等、地域における医療的ケア児等への支援体制の整備を推進
	してきたところである。
	一方で、その支援体制については、都道府県毎の地域差が指摘
	されている。このため、都道府県及びセンターを対象に、センタ
	一の更なる機能強化を目的とした研修等の実施、支援体制の充実
	に向けた課題の整理や対応策の検討を行い、全国各地域での支援
	体制の確保・充実につなげていく必要がある。
	1) 有識者、自治体関係者、家族等で構成される検討委員会を設
	置し、センターの機能強化を図るために必要な研修の内容や、
	センターの自己点検シートをもとにした実態調査票について検
	討する。
	2) 1) で検討した都道府県及びセンター等を対象とした実態調
想定される事業の	査を行う。
手法・内容	3) 1) で検討した都道府県及びセンター(特に総合的な調整を
	行う医療的ケア児等コーディネーター等)を対象とした研修等
	を実施する。
	4)2)及び3)の結果を踏まえ、センターを中核とした地域の支
	援体制の整備に係る課題の整理と改善に向けて検討する。
	なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。
	医療的ケア児支援センターの機能強化等に関する調査研究をまと
	医療的グラ兄又後ピンダーの機能強化寺に関する調査研究をよる めた報告書
求める成果物	めた報日音
	※電子殊体及び私媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出する
	こと。
担当課室・担当者	支援局 障害児支援課 医療的ケア児等支援推進専門官 (02-2520-8245)
	(03-3539-8345)

and the second of the second of	则且侧九味烟间录(
調査研究課題37	インクルージョン推進における地域の実態把握に関する調査研究
	こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)において、「こども ## 1271 1
	基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、 障害
	のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者 の地域社会
	への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこど
	も・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育
	て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援
	する」こととされており、障害児支援施策においても、身近な地
	域において、インクルージョンの取組みを推進し、障害の有無に
	関わらず、全てのこどもが安心して共に育つ環境整備を行うこと
	が求められている。
 調査研究課題を設定	令和4年 11 月 には、保育所等におけるインクルーシブ保育を
ずる背景・目的	推進するため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一
7 の日分、口口	部の改正により、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されて
	いる場合に、 障害児の支援に支障がない場合に限り、 保育所等
	を利用する児童への支援も行うことができることとなり、令和 5
	年4月より施行されている。
	そこで、本研究では、インクルージョン推進における取組の実
	態調査を行い、保育所と併設する児童発達支援事業所等における
	取組の実態を把握するとともに、当該取組や障害児支援事業所に
	おける地域交流や移行支援の取組、放課後児童クラブと放課後等
	デイサービスの連携の取組等、地域におけるインクルージョン推
	進に向けた関係機関の有機的な連携や効果的な取組に関する好事
	例を収集することを目的とする。
	1) 有識者、障害児通所支援事業者(保育所等と併設する児童発
	達支援事業者を含む)等で構成する検討委員会を設置し、
	・保育所等と併設する児童発達支援事業所等の実態や、地域に
	おけるインクルージョン推進の取組等を把握するための調査
	項目やヒアリング内容等の検討
	・調査・ヒアリング等の結果分析
想定される事業の 手法・内容	・地域や障害児通所支援事業所等へ横展開するための好事例集
	の作成 等を行う。
	2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う
	3) 2) で好事例として選定した事業所等ヘヒアリング等を行
	う。
	なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議す
	ること。

求める成果物	インクルージョン推進における地域の実態把握に関する調査研究をまとめた報告書(障害児通所支援事業所等におけるインクルージョン推進のための取組の好事例集を含む) ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局 障害児支援課 障害福祉専門官(03-3539-8345)

	調査研究課題個票(一次公募)
調査研究課題38	地域における母子保健・児童福祉・教育・医療等と障害児支援と
,,,,,	の連携体制の実態把握に関する調査研究
	こども未来戦略(令和5年12月22日 閣議決定)において、
	保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な
	機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、早期
	から切れ目なくこどもの育ちと家族を支える体制の構築を進める
	こと、また、こうした支援体制の強化が全国各地域で進むよう、
	国 や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地
	域の支援体制の整備を促進することが示されている。
	また、一人ひとりのこどもと家族のニーズに応じた支援を提供
	するためには、身近な地域の実情を把握した上で、必要な機関を
	コーディネートする存在が必要である。特に、こどもと家族のニ
調査研究課題を設定	ーズのアセスメントや必要な支援につなぐ段階でのコーディネー
する背景・目的	トや、義務教育卒業後や学籍を離れた後等のこども期から青年・
	成人期の生活へ移行する段階でのコーディネートが求められる。
	身近な地域で発達支援が必要なこどもと家族への支援をおこな
	う際には、母子保健・児童福祉・教育・医療等との関係機関との
	連携体制が欠かせないことは、都道府県及び市町村における第3
	期障害児福祉計画の作成等にあたっての基本指針(令和5年こど
	も家庭庁・厚生労働省告示)にも示されている。
	そこで、本研究では、身近な地域である市町村等において、障
	害児支援と母子保健、児童福祉、教育、医療等の関係機関との連
	携体制の実態や必要な機関をコーディネートする存在やその取組
	の実態を把握することを目的とする。
	1) 有識者、自治体関係者、家族会等で構成される検討委員会を
	設置し、
	・地域における関係機関が連携した支援体制の整備や必要な機
	関をコーディネートする存在やその取組の実態を把握するた
想定される事業の 手法・内容	めに必要な項目の検討
	・自治体へのヒアリング項目等の検討
	・調査結果・ヒアリング等の結果分析 等
	を行う。
	2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。
	3) 市町村における障害児福祉計画の記載内容の収集・分析を行
	う。
	4) 2) 及び3) で好事例として選定した自治体へのヒアリング
	を行う。
	5) 4) で好事例として選定した自治体で発達支援等を受けてい

	る家族等に対して、これまで受けてきた支援の体制に関するヒ
	アリング等を行う。
	なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議す
	ること。
	地域における障害児支援と他領域が連携した支援体制についての
	調査研究をまとめた報告書(市町村の障害児支援と他領域の連携
求める成果物	体制の好事例集を含む)
	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。
	また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出する
	こと。
担当課室・担当者	支援局 障害児支援課 発達障害児支援専門官(03-3539-8345)

調査研究課題39	ICT を活用した発達支援の実態把握に関する調査
	こども未来戦略(令和5年12月22日 閣議決定)において、
	全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、
	ICT を活用した支援の実証・環境整備 を進めることが示されて
	いる。これまで ICT の活用については、障害児支援分野の ICT 導
	入モデル事業を実施する等により、バックオフィスや関係機関連
調査研究課題を設定	携のための環境整備として推進しているが、併せて、今後、こど
する背景・目的	もに対する発達支援の現場においてICTをどこまで活用できるか
1 分目及「口口」	について、実証・環境整備を進めることとしている。
	そこで、本研究では、今後の障害児支援分野における ICT の活
	用の検討に資するため、障害児支援分野における ICT を活用した
	発達支援や家族支援の取組、関係機関連携の取組、バックオフィ
	ス事務における業務効率化の取組、人材育成の取組等の実態につ
	いて把握することを目的とする。
	1)有識者、ICT を活用している障害児支援事業所、ICT 機器に
	知見を有する者等で構成する検討委員会を設置し、
	・ICT を活用した発達支援の取組等に関する実態調査・ヒアリ
	ング項目の検討
	・調査・ヒアリング等の結果分析
	・障害児支援分野の ICT 導入モデル事業の実績報告書の分析
想定される事業の	等を行う。
手法・内容	2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う、
	3) 2) で好事例として選定した ICT を活用した発達支援の取組
	等を実施している事業所へのヒアリングを行う。
	4) ICT を活用した発達支援の取組等の事例収集(文献調査等を
	含む)を行う。
	なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議する
	こと。
	ICT を活用した発達支援の取組等の調査研究をまとめた報告書
求める成果物	(障害児支援分野における ICT 活用の好事例集を含む)
	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。
	また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出する
	こと。
担当課室・担当者	支援局 障害児支援課 障害児支援専門官(03-3539-8345)
	· ·

弁護分野や保育分野における人材確保に向けては、これまでも 実能把握や現状分析等が進められている一方、障害福祉分野については、一部の実態調査はあるものの対象事業所が少なく、また、障害児支援分野に特化したものが少ない。このため、障害児支援分野における事業所の職員の実態や人材 確保が厳しい要因、処遇やキャリアアップ(職務経験等)・キャリアラダー(技能の習得等)等の人材確保・定着のための取組等について調査・分析を行うとともに、国内の障害児支援事業所の人材確保等の取組の好事例を収集し、人材確保・定着を図るための方策を検討する必要がある。そこで、本調査研究は、障害児支援分野における人材確保・定着のための取組等を横展開し、障害児支援分野における人材確保・定着のための取組等を横展開し、障害児支援の野における人材確保・定着のための取組等を横展開し、障害児支援事業所の連営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・好事例のとびとアリング類目の検討・好事例のとびとアリング報目の検討・好事例のとびとアリング報告の分析等を行う。 2) 1)で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2)で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4)文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。際害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書、楽電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。 支援局 障害児支援課 企画法令係 (03-3539-8344)	調査研究課題40	障害児支援分野における人材確保に関する調査研究
いては、一部の実態調査はあるものの対象事業所が少なく、また、障害児支援分野に特化したものが少ない。このため、障害児支援分野に特化したものが少ない。このため、障害児支援分野における事業所の職員の実態や人材確保が厳しい要因、処遇やキャリアアップ(職務経験等)・キャリアラグー(技能の習傷等)等の人材確保・定着のための取組等について調査・分析を行うとともに、国内の障害児支援事業所の人材確保等の取組の好事例を収集し、人材確保・定着を図るための方策を検討する必要がある。そこで、本調査研究は、障害児支援分野における人材不足等の現状と、事業所における人材確保・定着のための取組等を把握するとともに、実態を踏まえた効果的な人材確保・定着のための取組等を被展開し、障害児支援分野における人材確保・定着のための取組等を機関し、障害児支援分野における人材確保・定着のための取組等を機関し、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		介護分野や保育分野における人材確保に向けては、これまでも
障害児支援分野に特化したものが少ない。このため、障害児支援分野における事業所の職員の実態や人材確保が厳しい要因、処遇やキャリアアップ(職務経験等)・キャリアラダー(技能の習得等)等の人材確保・定着のための取組等について調査・分析を行うとともに、国内の障害児支援事業所の人材確保等の取組の好事例を収集し、人材確保・定着を図るための方策を検討する必要がある。そこで、本調査研究は、障害児支援分野における人材不足等の現状と、事業所における人材確保・定着のための取組等を把握するとともに、実態を踏まえた効果的な人材確保・定着のための取組等を機関し、障害児支援分野における人材確保・定着の取組を進めていくことを目的とする。 1) 有職者、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分野に特化した事業所への調査項目の検討・調査結果及びヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリングを行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書、※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		実態把握や現状分析等が進められている一方、障害福祉分野につ
このため、障害児支援分野における事業所の職員の実態や人材確保が厳しい要因、処遇やキャリアアップ(職務経験等)・キャリアラダー(技能の習得等)等の人材確保・定着のための取組等について調査・分析を行うとともに、国内の障害児支援事業所の人材確保等の取組の好事例を収集し、人材確保・定着を図るための方策を検討する必要がある。 そこで、本調査研究は、障害児支援分野における人材不足等の現状と、事業所における人材確保・定着のための取組等を把握するとともに、実態を踏まえた効果的な人材確保・定着のための取組等を機展開し、障害児支援身野における人材確保・定着の取組を進めていくことを目的とする。 1) 有識者、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・調査結果及びヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書、米電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		いては、一部の実態調査はあるものの対象事業所が少なく、また、
確保が厳しい要因、処遇やキャリアアップ(職務経験等)・キャリアラダー(技能の習得等)等の人材確保・定着のための取組等について調査・分析を行うとともに、国内の障害児支援事業所の人材確保等の取組の好事例を収集し、人材確保・定着を図るための方策を検討する必要がある。 そこで、本調査研究は、障害児支援分野における人材不足等の現状と、事業所における人材確保・定着のための取組等を把握するとともに、実態を踏まえた効果的な人材確保・定着のための取組等を模展開し、障害児支援分野における人材確保・定着のための取組等を模成開し、障害児支援の分野における人材確保・定着のための取組等を機として、とを目的とする。 1) 有識者、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・好事例のヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。		障害児支援分野に特化したものが少ない。
調査研究課題を設定する背景・目的 アラダー (技能の習得等)等の人材確保・定着のための取組等について調査・分析を行うとともに、国内の障害児支援事業所の人材確保等の取組の好事例を収集し、人材確保・定着を図るための方策を検討する必要がある。 そこで、本調査研究は、障害児支援分野における人材不足等の現状と、事業所における人材確保・定着のための取組等を把握するとともに、実態を踏まえた効果的な人材確保・定着のための取組等を機展開し、障害児支援分野における人材確保・定着のための取組等を機関し、障害児支援の野における人材確保・定着のための取組等を機関し、障害児支援の野における人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・好事例のヒアリング項目の検討・好事例のヒアリング項目の検討・の調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 「障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書、※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		このため、障害児支援分野における事業所の職員の実態や人材
調査研究課題を設定 する背景・目的 お確保等の取組の好事例を収集し、人材確保・定着を図るための 方策を検討する必要がある。 そこで、本調査研究は、障害児支援分野における人材不足等の 現状と、事業所における人材確保・定着のための取組等を把握するとともに、実態を踏まえた効果的な人材確保・定着のための取組等を横展開し、障害児支援分野における人材確保・定着の取め取組等を横展開し、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・ 労事例のヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の取組のヒアリングを行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。		確保が厳しい要因、処遇やキャリアアップ (職務経験等)・キャリ
でいて調査・分析を行うとともに、国内の障害児支援事業所の人材確保等の取組の好事例を収集し、人材確保・定着を図るための方策を検討する必要がある。 そこで、本調査研究は、障害児支援分野における人材不足等の現状と、事業所における人材確保・定着のための取組等を機展開し、障害児支援分野における人材確保・定着のための取組等を機関し、障害児支援分野における人材確保・定着のための取組等を横展開し、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・規事例のヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリングが現まの分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。	調本が売細胞を乳や	アラダー(技能の習得等)等の人材確保・定着のための取組等に
材確保等の取組の好事例を収集し、人材確保・定着を図るための 方策を検討する必要がある。 そこで、本調査研究は、障害児支援分野における人材不足等の 現状と、事業所における人材確保・定着のための取 組等を横展開し、障害児支援分野における人材確保・定着のための取 組等を横展開し、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成 を進めていくことを目的とする。 1) 有識者、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成 される検討委員会を設置し、 ・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調 査研究事業の結果の分析等 ・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討 ・好事例のヒアリング項目の検討 ・調査結果及びヒアリング結果の分析等 を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の 調査研究)を行う。 なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議する こと。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた 報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出する こと。	1, 1 == 7, 7 = 1, 1, 1 = 1, 2, 1, 1	ついて調査・分析を行うとともに、国内の障害児支援事業所の人
そこで、本調査研究は、障害児支援分野における人材不足等の現状と、事業所における人材確保・定着のための取組等を把握するとともに、実態を踏まえた効果的な人材確保・定着のための取組等を横展開し、障害児支援分野における人材確保・定着の取組を進めていくことを目的とする。 1) 有識者、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・好事例のヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。	9 の月尽・日的	材確保等の取組の好事例を収集し、人材確保・定着を図るための
現状と、事業所における人材確保・定着のための取組等を把握するとともに、実態を踏まえた効果的な人材確保・定着のための取組等を横展開し、障害児支援分野における人材確保・定着の取組を進めていくことを目的とする。 1) 有識者、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・好事例のヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 「障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		方策を検討する必要がある。
るとともに、実態を踏まえた効果的な人材確保・定着のための取組等を横展開し、障害児支援分野における人材確保・定着の取組を進めていくことを目的とする。 1) 有識者、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・好事例のヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。 なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		そこで、本調査研究は、障害児支援分野における人材不足等の
組等を横展開し、障害児支援分野における人材確保・定着の取組を進めていくことを目的とする。 1) 有識者、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・好事例のヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		現状と、事業所における人材確保・定着のための取組等を把握す
を進めていくことを目的とする。 1) 有識者、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・好事例のヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		るとともに、実態を踏まえた効果的な人材確保・定着のための取
1) 有識者、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、 ・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等 ・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・好事例のヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。 なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		組等を横展開し、障害児支援分野における人材確保・定着の取組
される検討委員会を設置し、 ・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等 ・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・好事例のヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。 なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		を進めていくことを目的とする。
・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等 ・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討 ・好事例のヒアリング項目の検討 ・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		1) 有識者、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成
を研究事業の結果の分析等 ・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・好事例のヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1)で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2)で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4)文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		される検討委員会を設置し、
・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討・好事例のヒアリング項目の検討・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調
・好事例のヒアリング項目の検討 ・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		査研究事業の結果の分析等
・調査結果及びヒアリング結果の分析等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討
想定される事業の 手法・内容 を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		・好事例のヒアリング項目の検討
手法・内容 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。 なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。	相定される重業の	・調査結果及びヒアリング結果の分析等
2) 1)で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 2)で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。 4)文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。 なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		を行う。
を行う。 4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。 なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。	1 12 1 14	2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。
4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究)を行う。なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリング
調査研究)を行う。 なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		
なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 求める成果物 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		4) 文献調査等(過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の
こと。 障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 求める成果物 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		
障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		
報告書 求める成果物 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出する こと。		
求める成果物 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出する こと。	求める成果物	
また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出すること。		
こと。		
担当課室・担当者 支援局 障害児支援課 企画法令係(03-3539-8344)		こと。
	担当課室・担当者	支援局 障害児支援課 企画法令係(03-3539-8344)

調査研究課題41	多様なニーズに応じた家族支援の実態把握に関する調査研究
	こども大綱(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)において、こども
	や若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進めるとさ
	れており、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においても、
	障害児通所支援事業所、障害児入所施設等において、発達支援が
	必要なこどもの家族に対して、養育支援や預かりニーズへの対応、
	家族への相談支援の充実等を目的とした加算の充実や新設が行わ
	れている。
	障害児支援においては、家族の多様なニーズや状況に応じた対
 調査研究課題を設定	面、訪問、オンライン、個別、集団等の多様な形態による支援、こ
する背景・目的	どもの特性や特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶ機会を
7 公日水 口口	提供する支援、きょうだいを含めた家族への相談援助等の取組等、
	保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビ
	ーングの向上を図っていくことが今後一層重要となる。
	そこで本研究では、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の
	変化といった家族をめぐる課題を踏まえつつ、発達支援が必要な
	こどもの家族の多様なニーズや状況に応じた家族支援のより一層
	の充実のために、障害児支援事業所における家族支援の実施状況
	を把握するとともに、障害児支援事業所以外の支援機関等が実施
	する地域の多様な家族支援の実態を把握することを目的とする。
	1) 有識者、家族支援の実施者、家族会等で構成する検討委員会
	を設置し、
	・多様なニーズに応じた家族支援の実施状況を把握するための
	調査項目の検討
	・家族支援の状況のヒアリング項目の検討
想定される事業の	・調査・ヒアリング等の結果分析等を行う。
手法・内容	2) 1) で検討した実態把握のための調査を障害児支援事業所等
	及び自治体を対象にして行う。
	3) 2) において好事例として選定した事業所等で支援を受けた
	家族等へヒアリングを行う。
	なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議する
求める成果物	発達支援が必要なこどもの家族への支援状況の実態調査研究をま
	とめた報告書(障害児事業所等での家族支援の好事例集を含む)
	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。
	また、調査・分析に用いた電子データー式も併せて提出する
	こと。
担当課室・担当者	支援局 障害児支援課 障害児支援専門官(03-3539-8345)
1	

調査研究課題42	子育て支援に係る公的給付等の諸外国における実施状況に関する
	調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	こども基本法案に対する附帯決議において「こどもに関するデ
	ータや統計の活用に当たっては、国際比較の観点も含め、政府全体
	として収集すべきデータを精査」し、「収集したデータに基づいて
	各種施策の評価及び改善策の検討を行」うことが求められている。
	同規定を踏まえ、国際比較の観点を含む、施策の評価及び改善策
	の検討に資する基礎的データを収集するため、諸外国の子育てに
	係る公的給付(現物給付を除く。)及び税制(以下、「公的給付等」
	という。)の実施状況(対象者数、予算、支給要件等)について調
	査する。
想定される事業の手法・内容	日本及び諸外国(イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデ
	ン、アメリカ、カナダ、韓国、シンガポールなど)における、子
	育てに係る公的給付等について、各国政府の公表資料、文献等に
	よる調査を実施する。
	具体的には、各国の子育てに係る公的給付等の制度を精査する
	とともに、各制度の対象者数、実施機関、予算等の大枠に加え、
	支給方法、支給回数、支給額等の詳細な制度設計を調査する。ま
	た、人口構成や GDP、社会保障制度の全体像、出産・育児に関
	する状況、子育てに要する費用など、各国の基礎情報について調
	査する(子育てに要する費用については、アンケート調査を実施
	する。(参考事例:内閣府「インターネットによる子育て費用に
	関する調査」(平成 21 年度)))。
	※なお、本調査研究の実施に当たっては、具体的な調査対象制
	度、調査手法、実施行程(中間報告や最終報告の時期及び内容を
	含む) 等について、こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担
	当)と適宜協議をすること。
求める成果物	上記調査研究に係る報告書(最終報告書のほか、令和6年内に
	中間報告書を作成すること。また、子育でに要する費用に関する
	調査結果については、中間報告書までに取りまとめること。)。
	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用した。また、調査・分析に用した。また、調査・分析に用した。
	いた電子データー式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	長官官房参事官(総合政策担当)付 EBPM 推進室
	(内線 03-6860-0162)